

令和7年度 予算（案）主要事項

文部科学省初等中等教育局

目 次

○事項別表

1. 教育の質の向上に向けた、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実の一体的な推進	4
◆義務教育費国庫負担金	
◆学校における働き方改革の推進のための支援スタッフ等の充実	
2. GIGA スクール構想の着実な推進と学校 DX の加速	13
3. 教育課程の充実、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進	20
4. 新時代に対応した高等学校改革の推進	26
5. 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上	34
6. 現代的健康課題に対応するための健康教育の推進	45
7. 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校、いじめ対策等の推進	49
8. 特別支援教育の充実	58
9. 道徳教育の充実	62
10. 子供の体験活動の推進	66
11. キャリア教育・職業教育の充実	68
12. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進等	71
13. 高校生等への修学支援	77
14. 義務教育教科書の無償給与	84
15. 地方教育行政の推進	86

参考：令和7年度東日本大震災復興特別会計予算（案）【初等中等教育局関係分】

令和7年度予算(案)事項別表

(初等中等教育局)

事 項	前 年 度 予 算 額	令和7年度 予算額(案)	比 較 増 △ 減 額	備 考 ()内 前年度予算額、[]内 前年度補正予算額
	千円	千円	千円	
1. 教育の質の向上に向けた、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実の一体的な推進	1,575,189,856	1,633,226,716	58,036,860	1. 義務教育費国庫負担金 1,620,953,000 (1,562,712,000) 2. 補習等のための指導員等派遣事業 12,085,664 (12,089,958) (1)教員業務支援員の配置 8,564,993 (8,118,477) (2)学力向上を目的とした学校教育活動支援 2,384,386 (3,435,973) (3)副校長・教頭マネジメント支援員 696,160 (535,508) (4)校内教育支援センター支援員の配置 440,125 (0) 3. 学校における働き方改革推進事業 60,169 (82,431) 4. 教育政策形成に関する実証研究 54,076 (54,076) 5. 行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業 [155,827] 73,807 (95,564)
(参考)復興特別会計	1,131,000	1,079,000	△ 52,000	義務教育費国庫負担金
2. GIGAスクール構想の着実な推進と学校DXの加速	2,926,967	2,663,769	△ 263,198	1. GIGAスクール構想支援体制整備事業 [5,995,551] 456,022 (0) 2. GIGAスクールにおける学びの充実 [207,200] 163,848 (320,998) 3. 学習者用デジタル教科書の導入 1,672,249 (1,689,266) 4. 生成AIの活用を通じた教育課題の解決・教育DXの加速 [593,641] 231,928 (0) 5. 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進 139,722 (139,768) 6. 前年度限りの経費 (776,935)
3. 教育課程の充実、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進	2,468,492	2,424,648	△ 43,844	1. 次代を見据えた教育課程・指導方法等に関する先導的研究開発 65,541 (65,239) 2. 小・中・高等学校を通じた英語教育強化 [618,344] 220,096 (301,657) 3. 理数教育の充実のための総合的な支援等 1,918,921 (1,918,811) 4. 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進 54,985 (77,265) 5. 学習指導要領のよりよい実施と現代的課題に対応した教育の充実等 165,105 (105,520)
4. 新時代に対応した高等学校改革の推進	845,527	838,199	△ 7,328	1. 高等学校DX加速化推進事業(DXハイスクール) 230,000 (0) 2. 各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業 104,736 (119,736) 3. 新時代に対応した高等学校改革推進事業 97,928 (219,228) 4. マイスター・ハイスクール(次世代地域産業人材育成刷新事業) 218,467 (250,536) 5. WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業 102,153 (186,095) 6. 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究 84,915 (69,932) 前年度限りの経費 [10,000,375] 0

事 項	前 年 度	令和7年度	比 較 増 △ 減 額	備 考	
	予 算 額	予算額(案)		()内 前年度予算額、[]内 前年度補正予算額	
5. 幼児期及び幼保 小接続期の教育 の質的向上	千円 2,251,119	千円 2,152,859	千円 △ 98,260	1. 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上 を支える自治体への支援	530,251 (352,232)
				2. 幼児教育の質の向上に関する調査研究等	341,576 (557,103)
				3. 幼児教育の質を支える教育環境の整備	[4,044,853] 1,281,032 (1,341,784)
				(1)教育支援体制整備事業費交付金	[1,730,500] 828,500 (885,667)
				(2)私立幼稚園施設整備費補助金	[2,314,353] 452,532 (456,117)
6. 現代的健康課題 に対応するための 健康教育の推 進	724,916	695,150	△ 29,766	1. 学校保健の推進	[49,838] 417,307 (396,615)
				2. 学校給食・食育の充実	136,675 (133,213)
				3. 養護教諭・栄養教諭の業務の支援体制の充実	51,868 (103,716)
				4. その他関係経費	89,300 (91,372)
7. 誰一人取り残さ れない学びの保 障に向けた不登 校、いじめ対策 等の推進	8,851,083	9,482,952	631,869	1. いじめ対策・不登校支援等総合推進事業	[449,836] 9,366,748 (8,765,515)
				(1)専門家を活用した教育相談体制の整備・ 関係機関との連携強化等【一部再掲】	9,294,632 (8,680,213)
				(2)いじめ対策・不登校支援等推進事業	34,292 (47,478)
				(3)有識者会議等開催経費等	37,824 (37,824)
				2. 夜間中学の設置促進・充実	116,204 (85,568)
(参考)復興特別会計	1,502,766	1,432,133	△ 70,633	緊急スクールカウンセラー等活用事業	
8. 特別支援教育の 充実	4,570,347	5,081,828	511,481	1. 医療的ケアが必要な児童生徒等への支援	4,592,796 (4,068,328)
				2. 発達障害のある児童生徒等への支援	88,849 (50,326)
				3. インクルーシブ教育システムの更なる推進	77,049 (78,696)
				4. ICTを活用した指導の充実	70,404 (100,422)
				5. 特別支援教育の指導体制等の充実	252,730 (272,575)
9. 道徳教育の充実	4,269,620	4,297,578	27,958	1. よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育 の推進等 ※「14. 義務教育教科書の無償給与」のうち、道徳 教科書分含む	4,297,578 (4,269,620)
10. 子供の体験活動 の推進	108,055	108,055	0	1. 健全育成のための体験活動推進事業 [総合教育政策局に計上]	99,365 (99,365)
				2. 小・中・高等学校等における起業体験推進事業 【後掲】	8,690 (8,690)
11. キャリア教育・職 業教育の充実	268,084	236,015	△ 32,069	1. 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる 若者を育むキャリア教育推進事業 (総合教育政策局予算を含む)	17,548 (17,548)
				2. マイスター・ハイスクール(次世代地域産業人材 育成刷新事業)【再掲】	218,467 (250,536)
12. 学校をプラット フォームとした総 合的なこどもの 貧困の解消に向 けた対策の推進 等	2,917,809	2,982,355	64,546	1. スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	2,427,957 (2,355,010)
				2 要保護児童生徒援助費補助	554,398 (562,799)
(参考)復興特別会計	695,086	509,266	△ 185,820	被災児童生徒就学支援等事業	

事 項	前 年 度	令和7年度	比 較 増 △ 減 額	備 考	
	予 算 額	予算額(案)		()内 前年度予算額、[]内 前年度補正予算額	
	千円	千円	千円		
13. 高校生等への修学支援	426,485,293	425,119,582	△ 1,365,711	1. 高等学校等就学支援金交付金等	407,423,472 (408,963,403)
				(1)高等学校等就学支援金交付金	404,778,274 (406,320,450)
				(2)高等学校等就学支援金事務費交付金	2,640,865 (2,637,748)
				(3)公立高等学校授業料不徴収交付金	4,333 (5,205)
				2. 高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)	14,732,398 (14,741,882)
				3. 高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等奨学給付金を除く)	909,348 (708,759)
				4. へき地児童生徒援助費等補助金	2,054,364 (2,071,249)
14. 義務教育教科書の無償給与	47,098,000	47,201,000	103,000	1. 義務教育教科書購入費	47,201,000 (47,098,000)
15. 地方教育行政の推進	312,868	297,294	△ 15,574	1. 行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業【再掲】	[155,827] 73,807 (95,564)
				2. 地方教育行政の連携促進事業	9,974 (10,122) [30,437]
				3. 公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業	47,519 (65,086)
				4. 夜間中学の設置促進・充実【再掲】	116,204 (85,568) [49,955]
				5. 超少子化時代に対応した学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究	0 (0)
				6. 地方公共団体に対する指導助言や連絡協議会等の開催等に要する経費	49,790 (56,528)

1. 教育の質の向上に向けた、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実の一体的な推進

令和 7 年度予算額（案）	1,633,227 百万円
（前年度予算額	1,575,034 百万円）
[令和 6 年度補正予算額	156 百万円]
[参考：復興特別会計	1,079 百万円]

1. 要 旨

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保するため、学校における働き方改革の更なる加速化とあわせて、多様化・複雑化する教育課題への対応と新たな学びの実装による教育の質の向上を目指した、持続可能な学校の指導・運営体制の充実に必要な教職員定数の改善と、学びの専門職である教師にふさわしい処遇を実現するため、教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。また、教師の負担軽減のための教員業務支援員、副校長・教頭マネジメント支援員、学習指導員等の支援スタッフや行政による支援体制の構築を推進する。

2. 内 容

（1）義務教育費国庫負担金 1,620,953 百万円（1,562,712 百万円）

義務教育費国庫負担制度は、公立の義務教育諸学校の教職員の給与費について都道府県及び指定都市が負担した経費の 3 分の 1 を国が負担するものである。

✓教職員定数の改善	+129 億円（+5,827 人）
✓教職員定数の自然減等	▲195 億円（▲8,803 人）
✓教師の処遇改善	+34 億円
✓給与の見直し	▲11 億円

※このほか、人事院勧告による増、負担金の算定方法適正化等がある。

※処遇改善等は、R8.1～3 月までの 3 か月分を計上。

（参考）通年ベース 処遇改善：約 170 億円

計 対前年度+583 億円

《学校の指導・運営体制の充実》 +5,827 人

1. 小学校における教科担任制の拡充 +990 人

- ・学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、令和 4 年度から推進してきた高学年に加え、4 年生についても教科担任制を推進（※） +800 人
- ・新規採用教師の持ち授業時数軽減のため、教科担任制を推進（※） +190 人

（※）4 年間で計画的に改善（改善総数 3,960 人）

2. 生徒指導担当教師の配置拡充（※） +1,000 人

- ・急増する不登校やいじめ等に対応し、誰一人取り残されない学びを支援

（※）4 年間で計画的に改善（初年度の令和 7 年度は重点的に措置（改善総数 2,640 人））

3. 多様化・複雑化する課題への対応 +200 人

- ・特別支援学校のセンター的機能の強化
- ・貧困や離島・過疎地域など個々の学校が抱える課題への対応
- ・チーム学校のための体制強化

4. 35 人学級の推進等、義務標準法の改正に伴う定数増 +3,637 人

- ・小学校における 35 人学級の推進（第 6 学年分） +3,086 人
（学級編制の標準の引下げに係る計画）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6

- ・通級や日本語指導等のための基礎定数化（9/10 年目） +551 人

＜教師の処遇改善＞ ※令和 8 年 1 月から 3 月までの 3 か月分

教師の処遇については、中央教育審議会答申や骨太の方針 2024 を踏まえ、教職の職務の重要性や勤務の状況に応じた改善を図ることとし、教職調整額の改善や各種手当等の充実を図る。

1. 教職調整額の改善

学校が対応する課題の複雑化・困難化を踏まえつつ、教職の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保するため、人材確保法による処遇改善後の優遇分の水準を確保できるよう教職調整額の水準を令和 12 年度までに 10% に改善することとし、令和 7 年度は 1 % 引き上げる。また、教職調整額の改善とあわせ、管理職（校長・教頭等）の本給も改善する。

2. 職務や勤務の状況に応じた処遇改善等

学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえた処遇改善とともに、一律支給されている義務教育等教員特別手当の見直しを図る。

- 学級担任への加算：月額 3,000 円 ※小・中学校の単式・複式学級を対象等

3. 産休・育休代替教職員の安定的な確保のための国庫負担金算定の見直し

従来、臨時的任用教職員に限り国庫負担算定上対象としていた産休・育休代替者について、正規の教職員が業務を代替する場合も、国庫負担算定上の対象となるよう見直す。

（参考：復興特別会計）

被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数（452 人）を別途要求。

1,079 百万円（1,131 百万円）

（2）学校における働き方改革の推進のための支援スタッフの充実等

◆補習等のための指導員等派遣事業〔補助率 1 / 3〕

12,086 百万円（12,090 百万円）

多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援

① 教員業務支援員の配置

8,565 百万円（8,118 百万円）

教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、授業準備の補助やデータの入力・集計、各種資料の整理、行事や式典等の準備補助等をサポートする教員業務支援員の配置を支援。（28,100

人→28,100人) ※学校教育法施行規則第65条の7に該当する教員業務支援員

- ・ 想定人材：地域の人材（卒業生の保護者など）
 - ・ 実施主体：都道府県・指定都市
 - ・ 負担割合：国 1 / 3、都道府県・指定都市 2 / 3
- ※ 学校の働き方改革に資する自治体独自の職員の配置状況等を勘案した配分基準を設定。

② 副校長・教頭マネジメント支援員の配置 696 百万円 (536 百万円)

副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援。(1,000人→1,300人)

- ・ 想定人材：退職教員、教育委員会勤務経験者、民間企業等での事務経験者等
- ・ 実施主体：都道府県・指定都市
- ・ 負担割合：国 1 / 3、都道府県・指定都市 2 / 3

《具体例》

- ・ 副校長・教頭の業務補助
- ・ 教職員の勤務管理事務の支援
- ・ 保護者や外部との連絡調整 等

③ 学力向上を目的とした学校教育活動支援 2,384 百万円 (3,436 百万円)

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。(11,000人→9,200人)

- ・ 想定人材：退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO 等教育関係者等、地域における幅広い人材
- ・ 実施主体：都道府県・指定都市
- ・ 負担割合：国 1 / 3、都道府県・指定都市 2 / 3

《具体例》

- ・ TT 指導 (team-teaching) や習熟度別学習、放課後の補習など発展的な学習の対応
- ・ 外国人児童生徒等の学力向上への取組
- ・ 学校生活適応への支援
- ・ キャリア教育支援、就職支援のための相談員の配置
- ・ 専門家による出前授業の実施に向けた調整等
- ・ 校長経験者による若手教員への授業指導
- ・ 子供の体験活動の実施への支援

④ 校内教育支援センター支援員の配置 440 百万円 (新規)

校内教育支援センターを拠点として、日常的に、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、学習支援を行うとともに、SC・SSW等の専門家と連携しながら、相談支援を行う支援員を配置(2,000校)。

- ・ 実施主体：都道府県・指定都市
- ・ 負担割合：国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市区町村 1 / 3 (※)

(※) 都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国 1/3、都道府県・指定都市 2/3

(3) 学校における働き方改革推進事業

60 百万円(82 百万円)

働き方改革を進める学校への教育委員会による伴走支援機能を強化するため、働き方改革の専門的知見を有するサポーターを派遣し、教育委員会と連携して学校の取組への伴走型支援を行う。実証地域の都道府県において、教育委員会による PDCA サイクルの実施や、管理職へのマネジメント支援等を通じた学校における働き方改革の好事例を創出するとともに、域内の市区町村への横展開を図る。また、業務改善や勤務実態の変化について把握するとともに、事例集を作成するなど全国的な取組の普及を図る。

あわせて、学校の働き方改革のための取組状況調査の実施・分析・市町村別結果公表等を通じて、教育委員会や各学校における働き方改革の自走サイクルを構築する。

(4) 教育政策形成に関する実証研究 54 百万円(54 百万円)

令和 3 年義務標準法改正法における附則及び附帯決議等を踏まえ、学校の望ましい指導体制の検討のため、少人数学級及び支援スタッフ（外部人材）の効果検証を行うことを目的とした実証研究を実施する。

【参考】経済財政運営と改革の基本方針 2024（抜粋）

35 人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。

(5) 行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業

74 百万円(96 百万円)

[156 百万円]

保護者や地域住民からの過剰な苦情や不当な要求等、学校だけでは解決が難しい事案について、経験豊かな学校管理職 OB 等を学校問題解決支援コーディネーターとして活用することも含め、様々な専門家と連携した行政による支援体制の構築を推進する。

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた教育環境整備 (義務教育費国庫負担金)



令和7年度予算額 (案) 1兆6,210億円
(前年度予算額) 1兆5,627億円

文部科学省

全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保するため、学校における働き方改革の更なる加速化とあわせて、多様化・複雑化する教育課題への対応と新たな学びの実装による教育の質の向上を目指した、持続可能な学校の指導・運営体制の充実に必要な教職員定数5,827人の改善と、学びの専門職である教師にふさわしい処遇を実現するため、教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

- ・教職員定数の改善 + 129億円 (+ 5,827人) ・教職員定数の自然減等 ▲ 195億円 (▲ 8,803人)
 - ・教師の処遇改善 + 34億円 ・給与の見直し ▲ 11億円 このほか、人事院勧告による増、負担金の算定方法適正化等がある。 対前年度 + 583億円
- ※処遇改善等は、R8.1～3月までの3か月分を計上。(参考) 通年ベース 処遇改善：約170億円

学校の指導・運営体制の充実

+ 5,827人

- 小学校における教科担任制の拡充 + 990人
 - ・学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、令和4年度から推進してきた高学年と同じ標準授業時数である4年生に教科担任制を拡大。
また、新規採用教師の持ち授業時数を軽減。
(4年間で計画的に改善(改善総数3,960人))
- 中学校における生徒指導担当教師の配置拡充 + 1,000人
 - ・急増する不登校やいじめ等に対応し、誰一人取り残されない学びを支援。
(4年間で計画的に改善(初年度の令和7年度は重点的に措置(改善総数2,640人))
- 多様化・複雑化する課題への対応 + 200人
 - ・特別支援学校のセンター的機能の強化
 - ・貧困や離島・過疎地域など個々の学校が抱える課題への対応
 - ・チーム学校のための体制強化

- 35人学級の推進等、義務標準法の改正に伴う定数増 + 3,637人
 - ・小学校における35人学級の推進(第6学年分) + 3,086人
(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ・通級や日本語指導等のための基礎定数化(9/10年目) + 551人

(参考)被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【452人】を別途計上(11億円)(復興特別会計)

教師の処遇改善

+ 34億円

- 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善
 - ・教職調整額の改善
学校が対応する課題の複雑化・困難化を踏まえつつ、教職の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保するため、人材確保法による処遇改善後の優遇分の水準を確保できるよう教職調整額の水準を令和12年度までに10%に改善することとし、令和7年度は1%引上げる。
(教職調整額の改善とあわせ、管理職(校長・教頭等)の本給も改善。)
- 職務や勤務の状況に応じた処遇改善等
 - 学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえた処遇改善とともに、一律支給されている義務教育等教員特別手当の見直しを図る。
➢ 学級担任への加算：月額3,000円 ※小・中学校の単式・複式学級を対象等

- 産休・育休代替教職員の安定的な確保のための国庫負担金算定の見直し
従来、臨時的任用教職員に限り国庫負担算定上対象としていた産休・育休代替者について、正規の教職員が業務を代替する場合も、国庫負担算定上の対象となるよう見直す。

・新たな職の創設(R8.4～を予定)
学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。
※教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い処遇とする
(月額6,000円程度)。

(担当：初等中等教育局財務課)

学校における支援スタッフの配置支援

令和7年度予算額（案）

121億円

（前年度予算額

121億円）



文部科学省

多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援

教師と多様な人材の連携により、**学校教育活動の充実**と**働き方改革の実現**

補習等のための指導員等派遣事業

116億円（121億円）

教員業務支援員の配置【拡充】

人数：28,100人（28,100人）

<事業内容>

教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、授業準備の補助やデータの入力・集計、各種資料の整理、行事や式典等の準備補助等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を支援

<想定人材>

地域の人材（卒業生の保護者など）

<実施主体>

都道府県・指定都市

<負担割合>

国1/3、都道府県・指定都市2/3

※学校の働き方改革に資する自治体独自の職員の配置状況等を勘案した配分基準を設定

副校長・教頭マネジメント支援員の配置【拡充】

人数：1,300人（1,000人）

<事業内容>

副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援

▶業務内容のイメージ

副校長・教頭の業務補助、教職員の勤務管理事務の支援、保護者や外部との連絡調整 等

<想定人材>

退職教員、教育委員会勤務経験者、民間企業等での事務経験者 等

<実施主体>

都道府県・指定都市

<負担割合>

国1/3、都道府県・指定都市2/3



学習指導員等の配置（学力向上を目的とした学校教育活動支援）

人数：9,200人（11,000人）

<事業内容>

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。

- ・児童生徒の学習サポート進路指導
- ・キャリア教育
- ・学校生活適応の支援
- ・教師指導力向上等

<想定人材>

退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者等、地域における幅広い人材

<実施主体>

都道府県・指定都市

<負担割合>

国1/3、都道府県・指定都市2/3



校内教育支援センター支援員の配置事業 4億円（新規）

<事業内容>

公立小・中学校において、校内教育支援センターを拠点として、日常的に、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、学習支援を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携をしながら、相談支援を行う支援員の配置を支援

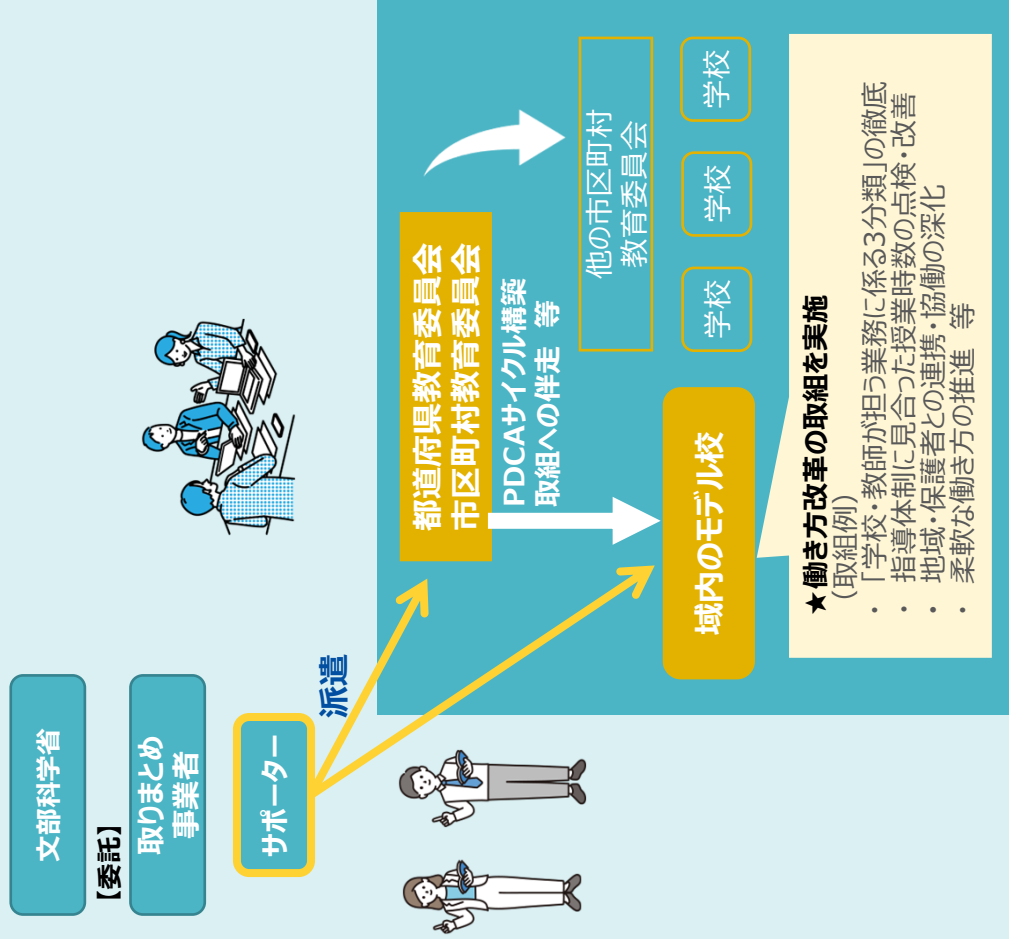
※対象経費には、新たに校内

学校における働き方改革推進事業

令和7年度予算額（案） 0.6億円
（前年度予算額） 0.8億円

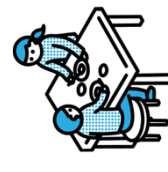
- ・ 働き方改革を進める学校への教育委員会による伴走支援機能強化するため、働き方改革の専門的知見を有するサポーターを派遣し、教育委員会と連携して学校の取組への伴走型支援を行う。実証地域の都道府県において、都道府県教育委員会によるPDCAサイクルの実施や、管理職へのマネジメント支援等を通じた学校における働き方改革の好事例を創出するとともに、域内の市区町村への横展開を図る。
- ・ また、業務改善や勤務実態の変化について把握するとともに、全国的な取組の普及を図る。

支援スキーム



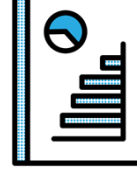
委託内容等

- サポーター派遣による教育委員会・学校の伴走型支援
 - ・ 中教審答申において、教育委員会には、現場との対話を通じ、課題解決に向けた学校の取組を支援する伴走者としての役割が期待されていることを踏まえ、教育委員会によるPDCAサイクルの実施や、管理職へのマネジメント支援等、学校における働き方改革の取組を支える伴走支援機能の強化に向けた取組を支援。
 - ・ モデル校に伴走し、学校における働き方改革を実践。



○ 成果の普及等

- ・ 実証校における伴走型支援による業務改善の内容及び教師の勤務実態を把握し、全国の教育委員会・学校現場に向けた取組の普及を図る。



件数・単価	1団体×約6,000万円	委託先	民間事業者
-------	--------------	-----	-------

教育政策形成に関する実証研究

事業の趣旨

令和3年義務標準法改正法における附則及び附帯決議等を踏まえ、学校の望ましい指導体制の検討のため、少人数学級及び支援スタッフ（外部人材）活用の効果検証を行うことを目的とした実証研究を実施する。

事業内容

現状

令和3年3月の義務標準法改正により、令和3年度から約40年ぶりに学級編制の標準が引き下げられたところ、附則において、さらなる望ましい指導体制の在り方の検討に資するため、その標準引き下げに係る学力その他の教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果を実証的に研究することが求められている。

※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第14号）【附則第3条関係】（抄）

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の効果に関する実証研究（中略）を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

調査・分析の考え方

- ①少人数学級の効果、②外部人材活用の効果のそれぞれについて、以下のポイントを重視しつつ、一体的に効果検証を実施。
 - ✓ 複数年度にわたる累積的な効果の検証
 - ✓ 学力に加え、社会情動的スキル（いわゆる非認知能力）などに係る多角的な影響を検証。
 - その際、心理学に係る専門的な知見を用いて、体系的に調査分析。
 - ✓ 児童生徒への影響のみならず、その過程にある教師への影響（働き方改革や精神的健康等）などに係る分析も実施。
- ※有識者による研究チームの下、分析を実施。

少人数学級及び支援スタッフ（外部人材）活用の効果に関する実証研究

（１）少人数学級の効果に関する実証研究

義務標準法の改正により、令和7年度までの学年進行で学級編制の標準が35人に引き下げられることに伴い、少人数学級が学力に加え、いわゆる非認知能力や教師の勤務環境に与える影響等を実証的に研究。（令和4年度～（4か年目））

（２）支援スタッフ（外部人材）活用の効果に関する実証研究

質の高い教育を行う学校の指導・運営体制の構築に向けた検討に資するため、多様な複雑化する課題に対応し、円滑な学校運営に大きな役割を果たしている支援スタッフについて、その活用が教師や児童生徒等に与える効果について実証的に研究し、支援スタッフの役割や配置の在り方等について検証。（令和4年度～（4か年目））

調査手法

【学力】

地方公共団体独自の学力調査（※）の結果を活用

（※）学力の伸びを把握可能とするIRT（項目反応理論）を活用した調査

【社会情動的スキルや教師への影響】

質問紙調査を実施（児童生徒、教師、保護者、教育委員会）

調査対象

政令市や中核市を含む一定数の地方公共団体

（担当：初等中等教育局財務課）

行政による学校問題解決のための支援体制の構築



令和7年度予算額（案）
1億円
（前年度予算額）
1億円
令和6年度補正予算額
2億円

現状・課題

- 社会環境が多様化、複雑化する中で、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案について学校運営上の大きな課題との認識が強くあり、経験豊かな学校管理職OB等の活用も含め、様々な専門家と連携した行政による支援が必要。
 - 分野横断的な問題については、福祉等の首長部局との連携により、共に解決に当たる仕組みが必要。
- ▲ 学校問題解決支援コーディネーターを中心に、様々な専門家が参画する体制を整備。学校のみに対応とせず、行政による学校問題解決のための支援体制の構築を目指す。

事業内容

①市区町村における学校・保護者等間の問題解決支援体制の構築

- 市区町村教育委員会等に、学校管理職OB等による学校問題解決支援コーディネーターを配置。学校や保護者等から直接相談を受け付けるとともに、申し立てに応じ、両者から事情を必要に応じて聴取し、専門家の意見も聞きながら、事案ごとに解決策を整理・提示する。
- 適切な専門家を学校に派遣し、専門的な立場から解決に向けた助言を行う。

件数・単価	5団体×約600万円 1団体×約800万円 ※指定都市のみ	委託先	市区町村
-------	----------------------------------	-----	------

②都道府県における広域的な学校への支援体制の構築

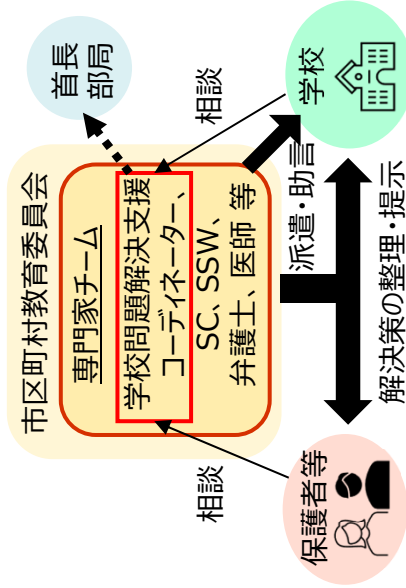
- 都道府県教育委員会等に、学校管理職OB等による学校問題解決支援コーディネーターを配置。域内市区町村の学校や保護者等から直接相談を受け付けるとともに、適切な専門家を学校に派遣し、専門的な立場から解決に向けた助言を行う。
- 学校問題解決支援コーディネーター等が市区町村教育委員会や学校を訪問するアウトリーチ型の巡回相談会や、指導主事や教職員等を対象とした研修会の定期的な開催等を通じ、対応に係る知見を共有・蓄積するとともに、各市区町村関係者のネットワーク構築を図る。

件数・単価	4団体×約900万円	委託先	都道府県
-------	------------	-----	------

③行政による学校問題解決のための体制構築に向けた支援【★】

- 行政による学校問題解決のための支援体制の構築に関する実態把握や、先進事例を踏まえた体制構築のためのポイント等の整理を行うとともに、実際に取組を行う自治体に対し、他自治体の事例の提示や有識者によるアドバイス等を通じた伴走支援を実施し、各都道府県・市区町村のさらなる取組を推進する。

件数・単価	1団体×約1億円	委託先	民間事業者
-------	----------	-----	-------



- ※ 市区町村教育委員会に委託した場合のイメージ
- ※ ②の場合には、これに加えて市区町村教育委員会や学校向けの巡回相談会や研修等を実施する。

④学校における保護者等対応の高度化のための調査研究【★】

- 民間団体等の選定する実証地域において、教育委員会・学校と連携し、保護者等から学校に対する電話やチャット等による連絡の一義的な対応を委託して整理・分類すること等を通じ、学校では対応困難な案件の行政による早期対応への影響や、学校における働き方改革への影響について調査研究を行う。

件数・単価	1団体×約6,000万円	委託先	民間事業者
-------	--------------	-----	-------

【★】については令和6年度補正予算において措置

（担当：初等中等教育局初等中等教育企画課）

2. GIGA スクール構想の着実な推進と学校 DX の加速

令和 7 年度予算額（案）	2,664 百万円
（前年度予算額	2,927 百万円）
[令和 6 年度補正予算額	6,796 百万円]

1. 要 旨

国策として推進する GIGA スクール構想の着実な推進に向け、通信ネットワークの改善、学校における働き方改革にも資する次世代校務 DX 環境の整備、アドバイザー派遣や好事例の横展開等による伴走支援を強化する。

また、小中学校等における英語等のデジタル教科書の導入や生成 AI、先端技術や教育データの効果的な利活用を推進するための実証等を行い、学校 DX の加速化を図る。

2. 内 容

（1）GIGA スクール構想支援体制整備事業

456 百万円（新規）

[令和 6 年度補正予算額 5,996 百万円]

学校の通信ネットワークに関し、1 人 1 台端末の日常的な利活用や、デジタル教科書、CBT の導入が進むなかで、同時・多数・高頻度での端末活用を想定した「当面の推奨帯域」を満たしていない学校が約 8 割となっている。この状況を踏まえ、ネットワークアセスメントの徹底やその結果を受けた通信ネットワークの着実な改善を図る。

また、学校における働き方改革や学習系・校務系データの連携、大規模災害等発生時のレジリエンス確保を実現するため、クラウド環境・アクセス制御型のセキュリティ対策を前提とした次世代校務 DX 環境の整備や、教育データ利活用の基盤となる情報セキュリティ対策、教職員の ICT リテラシーの向上など、GIGA スクール構想第 2 期を強力に推進するための基盤整備を行う。

（2）GIGA スクールにおける学びの充実

164 百万円（321 百万円）

[令和 6 年度補正予算額 207 百万円]

GIGA スクール構想の下、1 人 1 台端末の更新やネットワークの高速化は各自治体において進められているが、その活用状況については自治体間で格差が生じつつある。今後、全ての学校において ICT を日常的に活用し、ICT 環境を基盤として、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を進めることや新たな技術にも対応した情報モラルを含む情報活用能力を育成するため指導内容の改善等を一体的に行う。

○GIGA スクール構想の加速化事業（伴走支援強化・好事例創出）

62 百万円（185 百万円）

[令和 6 年度補正予算額 207 百万円]

1 人 1 台端末の利活用等の各種専門家による相談体制を構築するほか、指定校における 1 人 1 台端末及び高速ネットワーク（クラウド環境）を基盤とした個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資する好事例を創出し、全国

の学校に普及・展開する。

○情報モラル教育推進事業

36 百万円（50 百万円）

1 人 1 台端末の活用など子供たちの ICT 環境が大きく変化する中で、児童生徒が自他の権利を尊重し、ICT 端末等を適切に扱う責任を自覚し、直面する諸課題（生成 AI、ファクトチェックなど）に、児童生徒が自ら考え行動できるよう、指導者向けの研修やコンテンツ等を充実させ、情報モラル教育の更なる充実を図る。

○児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究

66 百万円（85 百万円）

言語能力などと同様に学習の基盤となる資質・能力と位置付けられた情報活用能力を定期的に測定するため、小学校・中学校・高等学校等における児童生徒の情報活用能力調査を全国規模で実施する。

※令和 6 年度に本調査を実施し、令和 7 年度に結果を取りまとめ公表予定。

（3）学習者用デジタル教科書の導入

1,672 百万円（1,689 百万円）

GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末環境の実現を踏まえ、児童生徒の学びの充実や障害等による学習上の困難の低減に資するよう、全ての小中学校等を対象に英語、一部の小中学校等を対象に算数・数学の学習者用デジタル教科書を導入する。また、その効果的な活用や研修モデル等に関する実証研究を充実し、学習者用デジタル教科書の更なる活用促進を図る。

（4）生成 AI の活用を通じた教育課題の解決・教育 DX の加速

232 百万円（新規）

[令和 6 年度補正予算額 594 百万円]

生成 AI パイロット校の指定を通じた利活用事例の創出、セキュアな環境下における校務での利用に関する先進事例の創出、教育分野に特化した生成 AI モデル・サービスに関する実証等を多面的に進め、その成果・課題を検証しつつ、利活用に関するイベントや事例集の作成等を通じて成果の普及を図る。

（5）次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進

140 百万円（140 百万円）

GIGA スクール構想により 1 人 1 台端末の活用が進み、AI 含むデジタル技術の進展が社会に急速に普及する中、目指すべき次世代の学校・教育現場を見据えた上で、先端技術や教育データの効果的な利活用を推進するための実証等を行う。

GIGAスクール構想支援体制整備事業

現状・課題

○1人1台端末の日常的な活用や、デジタル教科書、CBTの導入が進むなかで、文部科学省は令和6年4月に同時・多数・高頻度での端末活用を想定した「当面の推奨帯域」を設定。

○一方、この推奨帯域を満たしていない学校は8割となっている。今後、[ネットワークアクセスメントの徹底](#)やその結果を受けた[通信ネットワークの着実な改善](#)を図る必要。

○また、学校における働き方改革や学習系・校務系データの連携、大規模災害等発生時のレジリエンス確保を実現する、クラウド環境・アクセス制御型のセキュリティ対策を前提とした[次世代校務DX環境の整備](#)、教育データ利活用の基盤となる[情報セキュリティ対策](#)、教職員の[ICTリテラシーの向上](#)など、[GIGAスクール構想第2期を強力に推進するための基盤整備が急務](#)。

事業内容

(1) 学校の通信ネットワーク速度の改善

① ネットワークアクセスメントの実施、② アクセスメントの結果を踏まえたネットワーク環境の改善に係る初期費用（機器の入れ替えや設定変更等）を支援。これにより、学校の通信ネットワークの改善を図る。

※ ネットワークアクセスメント・・・学校内外のネットワーク構成要素を評価し、課題の把握・原因箇所の特定を行うこと。
※ ② 支援対象はネットワークアクセスメント実施済学校に限る。

(2) 次世代校務DX環境の全国的な整備

① 都道府県域での共同調達を前提とした次世代校務DX環境の整備支援

都道府県域での共同調達・帳票統一を前提に、自治体の次世代校務DX環境整備に係る初期費用（校務系・学習系のネットワークの統合に係る費用や、校務支援システムのクラウド化に係る費用等）を支援。

② 都道府県域での次世代校務DX環境整備に向けた準備支援

都道府県域での共同調達を前提に次世代校務DX環境整備を行う際に必要となる帳票統一・ネットワーク環境等に関する都道府県域内の実態調査、ロードマップの策定、RFP作成等の各種プロセスを支援。

(3) 学校DXのための基盤構築

教育情報セキュリティポリシーの策定/改定支援、セキュリティリスクアクセスメントや端末利活用等の専門家による支援、ネットワークの共同調達の支援等、学校DXに向けた技術的なコンサルタンに要する経費を支援。

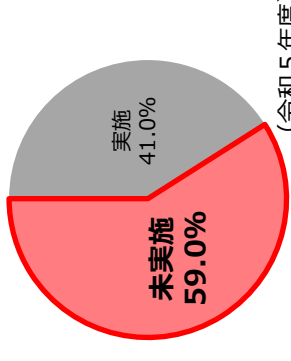
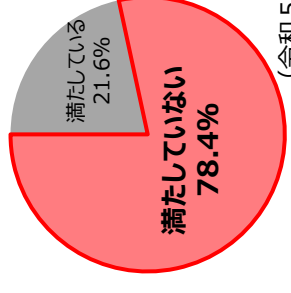
GIGAスクール構想第2期の基盤整備を強力に推進



令和7年度予算額（案）
5 億円
(新規)

令和6年度補正予算額
60 億円

当面の推奨帯域を満たしていない学校の割合
ネットワークアクセスメント実施状況



＜ネットワーク・アクセスメントのイメージ＞



＜次世代校務DXとは＞

令和5年3月に文部科学省がとりまとめた「GIGAスクール構想の下での校務DXについて～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」に方向性を示している。ロケーションフリーでの校務実施、タッチボード上での各種データの可視化を通じてきめ細やかな学習指導等が可能となる校務DXの在り方。

補助率等

事業主体：都道府県、市町村

補助割合等：3分の1

予算単価（事業費ベース）：

- (1)：①：1,000千円/校 ②：2,400千円/校
- (2)：①：6,800千円/校 ②：50,000千円/都道府県
- (3)：200千円/校

(担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課)

GIGAスクールにおける学びの充実

令和7年度予算額（案）
2 億円
（前年度予算額）
3（億円）



文部科学省

現状・課題

GIGAスクール構想の下、1人1台端末の更新やネットワークの高速化は各自治体において進められているが、その活用状況については自治体間で格差が生じている。今後、全ての学校においてICTを日常的に活用し、ICT環境を基盤として、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を進めることや新たな技術にも対応した情報モラルを含む情報活用能力を育成することが課題である。

事業内容

事業実施期間

平成27年～

令和6年度補正予算額

2 億円

OGIGAスクール構想の加速化事業（伴走支援強化・事例創出）

学校DX戦略アドバイザー

- ・1人1台端末の利活用等の各種専門家による相談体制を構築
- ・自治体等の課題解決に向けて支援

＜課題例＞

- ・端末を活用した、新たな指導方法のあり方
- ・端末を活用した子供の学びのあり方
- ・先生にも保護者にも、安心できる持ち帰りのあり方
- ・学校での校務DXに向けた取組のあり方
- ・自治体におけるネットワーク構成のあり方
- ・生成AIを授業に活かす活用のあり方

※令和6年度学校DX戦略アドバイザー人数 163人

※相談に係る経費は、「GIGAスクール構想支援体制整備事業」において支援

リーディングDXスクール

令和6年度補正予算額 2 億円

- ・指定校における1人1台端末及び高速ネットワーク（クラウド環境）を基盤とした個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資する好事例の創出
- ・様々な事例を全国の学校に普及・展開
- ・情報活用能力の育成等ICT活用の意義を伝える研修の実施

＜指定校＞ 全国で100箇所程度

指定校の取組メニュー（例）

- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
- ・インターネット上の動画教材の活用、外部専門家によるオンライン授業の実施
- ・端末の日常的な持ち帰りによる家庭学習の充実等
- ・校務の徹底的な効率化や対話的・協働的な職員会議・教員研修



〇情報モラル教育推進事業

普段から意識すべきことや直面する諸課題（生成AI、ファクトチェックなど）について、児童生徒が自分で考え、解決できる力を身に付けることを目指し、授業で活用できる情報モラルポータルサイトにおける各種コンテンツの充実や情報モラル教育指導者セミナーを開催。

〇児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究

情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な「情報活用能力」を児童生徒（小5、中2、高2）がどの程度身に付けているかを定期的に測定し、施策の改善等に活用。

令和5年度
● 予備調査

令和6年度
● 本調査

令和7年度
● 調査報告書の作成と調査結果の公表
● 次回の調査に向けた新規調査問題開発

（担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課）

学習者用デジタル教科書の導入

背景・課題

- デジタル教科書については、令和6年度から、小学校5年生から中学校3年生を対象として「英語」、その次に現場のニーズが高い「算数・数学」を段階的に導入。
- 一方で、令和5年度時点では、デジタル教科書を実践的に活用している教師の割合は約5割という状況。
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資するデジタル教科書のより一層の効果的な活用について、研究・発信を行うことで、デジタル教科書の導入効果を最大限に発揮し、児童生徒の学びの充実に図ることが重要。

デジタル教科書の効果的な活用を促進することにより
児童生徒の学びの充実や障害等による学習上の困難の低減を実現

事業内容

①学習者用デジタル教科書購入費

1,545百万円（1,565百万円）

- 全ての小・中学校等（特別支援学校小学校小学部・中学部及び特別支援学級を含む。以下同様）を対象として、**英語**のデジタル教科書を提供する。

- 一部の小・中学校等の小学校5年生～中学校3年生を対象に**算数・数学**のデジタル教科書を提供する。

対象
校種
・
学年

国・公・私立の小学校5・6年生、中学校全学年
（特別支援学校小学校小学部・中学部及び特別支援学級も同様に対応）

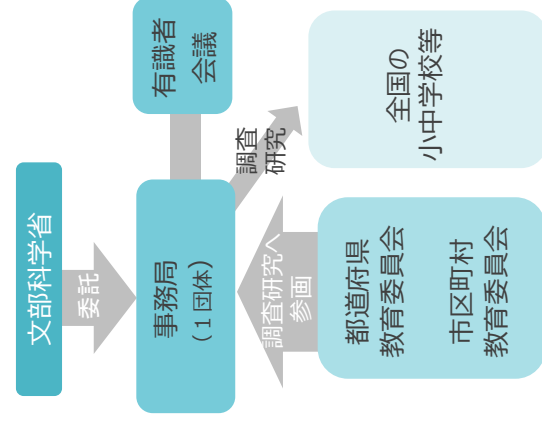
②学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業

127百万円（124百万円）

- デジタル教科書の**全国的な活用状況**や**効果的な活用方法**に関する**調査研究**を実施する。

【拡充】

- 都道府県・市区町村教育委員会における、効果的な活用を展開するための**研修モデル**について**調査研究**を実施する。



（担当：初等中等教育局教科書課）

生成AIの活用を通じた教育課題の解決・教育DXの加速

令和7年度予算額（案）

2億円

（新規）文部科学省

令和6年度補正予算額

6億円

現状・課題

- 令和5年度から生成AIパイロット校を指定。生成AIを教育・校務で活用する実践例は、学校現場から生まれつつある。
- 子供の学びの充実や教職員の負担軽減に向けて、①パイロット校以外の国内事例の収集、②生成AIの活用に伴うリスクへの対応（例：ガイドラインの遵守、セキュリティな環境下での活用）を考慮した先進的な取組、③教育分野に特化した生成AIモデル・サービスに関する実証等を多面的に進め、その成果・課題を検証しながら成果の普及を図ることが必要。

骨太方針2024（R6.6.21閣議決定）
第2章3.（1）DX（教育DX）
こどもたちの学びの更なる充実と教職員の負担軽減に向け、国策として推進するGI/GAS
ツール構築を中心に、クラウド環境や生成AI
の活用等による教育DXを加速する。

1. 教育分野での利活用の検討

a. 生成AI利活用に向けた事例収集等

教育分野における生成AIの利活用に関するハッカソンやアイデアソンを実施し、学校等における利活用について好事例収集を行う。

b. 学校現場における利活用等の実態調査、事例集の作成

学校現場における生成AIの利活用等の実態調査を実施。イベントやパイロット校での実践例も踏まえ、好事例や留意点を普及させるための事例集の作成を行う。

c. 生成AIの利活用に関する検討会議の運営

生成AIの利活用の在り方について、有識者検討会議を運営し、実践事例を基にした成果・課題の検証、リスクや懸念の対応を含む利活用の在り方について検討を行う。

事業スキーム



ハッカソンやアイデアソンの実施：40百万円
実態調査・事例集作成：44百万円
検討会議の運営：9百万円

2. 生成AIの利活用に関する実証研究

a.) 生成AIパイロット校の指定を通じた利活用事例の創出

生成AIの利活用の実証を学校単位で進める指定校を支援。

- 事業概要
- ①教育利用：教科等横断的かつ学年横断的に活用する申請校を優先採択
 - ②校務利用：活用する業務や活用方法を「見える化」し、他校と組織的に情報共有する申請校を優先支援
- 想定成果
- 年間指導計画やカリキュラムに体系的に位置付けで行われる取組事例の創出
 - 汎用基盤モデルを活用した、校務での利活用事例の創出、学校間の事例共有



事業スキーム

b.) セキュアな環境における生成AIの校務利用の実証研究事業【R6年度補正予算額2億円】

教職員の働き方改革の観点では、繁忙期を含む1年間を通しての生成AIの活用や教育委員会が主導する校務での生成AIの活用を促進する必要がある。適切なセキュリティ対策の下で個人情報等重要性の高い情報を取り扱える生成AIの利用環境において、ダッシュボード等のツールとの連携の検討も含め、校務で生成AIを活用する実証研究を行う。

- 事業概要
- セキュアな環境における実践例を創出し、全国レベルで校務における生成AIの活用を推進
 - 生成AIを含む教育現場でのICT活用の実態に応じた「教育情報セキュリティポリシー」に関するガイドラインの見直しを実施
- 想定成果

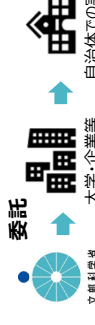


事業スキーム

c.) 学びの充実など教育課題の解決に向けた教育分野特化の生成AIの実証研究事業【R6年度補正予算額4億円】

多言語対応が必要な外国にルーツを持つ子供・保護者への対応、一人一人に合った個別最適な学習の提供など、教育分野の特定の課題に対し生成AIを活用した課題解決の可能性を検証する実証研究を行う。

- 事業概要
- 既存の対応方法よりも効率的かつ効果的かつ効果的な生成AIモデル・サービスの創出
 - 特定の教育課題に対応した生成AIの活用方法をパッケージとし、生成AIの活用方法や課題解決の可能性を整理
- 想定成果



事業スキーム

（担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課）

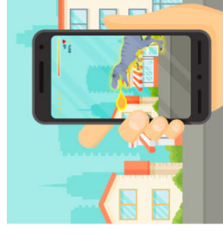
次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの活用推進

「GIGAスクール構想」により1人1台端末の活用が進み、AI含むデジタル技術の進展が社会に急速に普及する中、目指すべき次世代の学校・教育現場を見据えた上で、**先端技術や教育データの効果的な利活用を推進するための実証事業および調査研究**を行う。

（１）先端技術及び教育データ利活用に関する実証事業

- **学校が抱える教育課題の解決に向けて**、1人1台端末環境とクラウド環境、デジタル教科書の導入を前提とした上で、例えば、センシング（画像認識や音声認識）、メタバース・AR（拡張現実）・VR（仮想現実）などの**先端技術の利活用について、実証研究**を実施。
- 検証する教育課題：不登校×メタバース、学校安全×AI、等

■ AR（拡張現実）



（２）先端技術を中核に据えた新たな学校（Super DX School）の設置・運営に関する実証事業

- Society5.0時代の到来など社会構造の変化や技術革新の動向を踏まえ、「**先端技術**」の活用を前提とした**教育方法や学校経営に取り組み**新たな学校（**Super DX-School**）の**新設**に関する実証・検証を実施。

※令和5年度からの3年間事業。

■ VR（仮想現実）



（３）実証事例を踏まえた先端技術の活用方法、デジタル教材・デジタルコンテンツの利活用の在り方に関する調査研究

- （１）（２）の実証団体の取組状況を調査・分析し、活用事例の普及に向けた検討を実施。
- これに加え、先端技術を活用したデジタル教材・デジタルコンテンツの動向や学校現場における取扱い等に関する調査・分析を実施し、教育データの利活用の促進に向けたデジタル教材・デジタルコンテンツ及びデータ流通の今後の在り方を検討。

委託先	対象経費	
	（１） 学校設置者、民間事業者、研究機関等 （２） 学校設置者 （３） 民間事業者、研究機関等	（１） 最先端技術の利活用に関する実証等に必要な経費 （２） 実装段階にある先端技術を中核に据えた学校新設に必要な経費 （３） 先端技術の活用状況や技術動向の調査研究に必要な経費
単価	（１） 1,300万円（２） 1,200万円 （３） 6,700万円	（１） 4箇所、1年間（２） 1箇所、3年間※R7は3年目 （３） 1箇所、1年間

（担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課）

3. 教育課程の充実、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進

令和7年度予算額（案）	2,425百万円
（前年度予算額）	2,468百万円）
[令和6年度補正予算額]	618百万円]

1. 要 旨

学習指導要領を着実に実施し、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるように、初等中等教育の教育課程の充実を図る。

2. 内 容

○次代を見据えた教育課程・指導方法等に関する先導的研究開発

66百万円(65百万円)

今後の教育課程の基準の改善等に資する実証的資料を得るため、現行の学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施を認める研究開発学校を指定し、新しい教育課程、指導方法等についての研究開発等を行う。

○小・中・高等学校を通じた英語教育強化

220百万円（302百万円）
[618百万円]

生徒や教師の英語力は着実に向上しているものの、「話すこと」「書くこと」や、地域間格差、教師の英語力・指導力、英語を使う機会の少なさ等の課題がある。A Iの活用等により英語教育の抜本強化を図るため、A Iを英語の授業等で活用するモデル構築やA I英語活用リーダーによる実践の普及、実践事例の蓄積・発信を行うほか、自治体が行う生徒の英語力向上に向けた取組の推進、教師へのオンライン研修等を実施する。

○理数教育の充実のための総合的な支援等

1,919百万円(1,919百万円)

観察・実験の充実を図るため、理科教育振興法に基づいた観察・実験に係る理科設備整備の補助や、理科観察実験アシスタントの配置の支援を行う。また、理数分野に興味・関心を持つ児童・生徒を育成するため、算数・数学科、理科における探究に関する指導法の開発・普及等を行う。

○特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進

55 百万円（77 百万円）

特定分野に特異な才能のある児童生徒が有する学習上・生活上の困難を解消するとともに、その個性や才能を伸ばす指導・支援を行うため、学校と連携した学習・支援プログラムの提供及び評価の在り方に関する実証研究等を行う。

○学習指導要領のよりよい実施と現代的課題に対応した教育の充実等

165 百万円(106 百万円)

現代的な諸課題に対応した資質・能力の育成や学校における放射線に関する教育の支援など、学習指導要領のよりよい実施のために必要な調査研究等を行う。

- ・主体的な社会参画の力を育む指導の充実
- ・学校における放射線に関する教育の支援 等

小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業



令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）
2億円
3億円

現状・課題

- 日本人にとって「話すこと」「書くこと」、英語を使う機会の少なさや学が動機付けの弱さが長年の課題。また、生徒・教師の英語力は向上傾向にあるものの、社会の期待との乖離や地域間格差が課題。
- 生成AIにより、英会話や英作文の添削等も可能に。GPT-4o等により更に急速な発展が見込まれ、使い方次第では練習量の飛躍的増加や英語を学が動機付けの強化が可能。
- 次期学習指導要領を見据え、英語教育におけるAI活用に関する実践の早急な蓄積が必要。

→ AIの効果的な活用が、将来の日本の子供たちの英語力向上のカギを握っている。

事業内容

事業実施期間 令和3年度から実施

（1）グローバル人材育成のための英語教育抜本強化事業 0.3億円（1.2億円）

AIを英語の授業等で活用するモデル構築、AI英語活用リーダーによる実践の普及、実践事例の蓄積・発信を行うほか、生徒の英語力の地域間格差解消に向けて、英語力の向上に取り組み自治体の取組を推進する。さらに、英語教育に係る各種調査分析等を行い、効果的な取組の普及を図る。

・生徒の英語力向上推進事業（令和6年度からの2箇年事業）

生徒の英語力に関する地域間格差を踏まえ、デジタル教科書の活用等の取組を推進し、その効果的な取組内容について、周知・普及する。

件数・単価	3箇所×200万円	委託先	都道府県・指定都市教育委員会
-------	-----------	-----	----------------

（2）教師の英語力・指導力の向上のための実践的オンライン研修 0.4億円（0.4億円）

小中学校教師の英語力・指導力の向上及び地域間格差の解消に向けて、「話すこと」をはじめとする、指導に必要な英語や実践的な指導法を、ネイティブ講師等から学がオンライン研修を実施。

件数・単価	2箇所×2,000万円	委託先	専門機関等
-------	-------------	-----	-------

（3）専門機関等による専門人材育成・確保事業 0.1億円（0.1億円）

外国語教育の指導体制の充実に向けた以下取組の実施。

- ・JETプログラムで来日した外国語指導助手（ALT）の資質・能力向上のための研修
- ・英語以外の外国語に関する指導者の養成・確保のための講習や教材開発等

件数・単価	3箇所×100～500万円	委託先	大学、都道府県・指定都市教育委員会、専門機関等
-------	---------------	-----	-------------------------

アウトプット（活動目標）

AIを英語等の授業で活用するモデルの構築

→ 実施都道府県等教育委員会等の数 等

長期アウトカム（成果目標）

① 中学3年生でCEFR A1レベル（英検3級程度）
② 全ての都道府県・政令指定都市において、中学3年生でCEFR A1レベル（英検3級程度）以上、高校3年生でCEFR A2レベル（英検準2級程度）以上を有する生徒の割合（中学3年生）
令和5年度 50.0%
（高校3年生）
令和5年度 50.6%

→ 令和9年度 60%
（高校3年生）
令和5年度 50.6%

→ 令和9年度 60%
（高校3年生）
令和5年度 50.6%

【経済財政運営と改革の基本方針2024】

（略）AIの活用等による英語教育や国際交流の強化を含む教育の国際化を進めるとともに、（略）を通じ、グローバル人材の育成を抜本的に強化する。

令和6年度補正予算にて実施

- ・AIを英語の授業等で活用するモデル校を指定
- ・AI英語活用リーダーによる実践の普及
- ・英語教育次世代プラットフォーム（仮称）の設置

（4）学習指導要領に対応した外国語教育の条件整備・情報発信事業 1.4億円（1.3億円）

小学校外国語活動教材「Let's Try!」の配布。

連携施策

英語専科教員の加配措置（3,000人）

小学校英語教育の早期化・教科化に伴う専科教員に必要な教師の充実

※上記に加え、外国語を含む小学校高学年の教科担任制を推進するための加配措置により更に取組を充実

※ 教師の英語力向上に関する在り方方も今後検討

（担当：初等中等教育局教育課程課）

背景・課題

- PISA2018や、TIMSS2019といった国際調査からは、「我が国の理数関係の学力は、国際的に見て高水準であるものの、児童生徒の理数に対する興味・関心に課題がある」等の結果が見られるため、理数科目に対する子供たちの興味・関心を高めていくことが必要。
- 令和4年度全国学力・学習状況調査の理科の結果において、知識を日常生活に関連付けて理解することや、他者の考えの妥当性を検討したり、実験の計画が適切か検討して改善したりすることに課題が見られたため、観察・実験活動の一層の充実が必要。
- 標準的に備えるべき設備の整備率が6割程度であること、働き方改革と教育の質向上の観点から支援スタッフの配置・充実が求められていることから、継続的な財政支援が必要。

目的・目標

子供たちが、科学に対して興味・関心を持ち、科学的に探究する能力等を育成するためには、学習指導要領で重視する観察、実験の充実が不可欠。
そのため、観察、実験にかかる理科設備等の充実を図るとともに、理科の観察・実験の充実及び教師が指導に注力できる環境の整備等の物的・人的の両面にわたる総合的な支援を目的とする。

事業内容 1

理科教育設備の整備

理科教育設備整備費補助【1,716百万円】

（国庫補助事業：理科教育設備整備費等補助金）

「理科教育振興法」に基づいて、公・私立の小・中・高等学校等の設置者に対して、理科教育等設備の整備に要する経費の一部を補助

補助対象 経費	理数教育のための設備を整備するために必要な経費		
補助割合	1/2（沖縄 3/4）		
実施主体	地方公共団体、学校法人		
対象 校種	小学校（義務教育学校の前期課程含む）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む）、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）及び特別支援学校		

物的支援

成果、事業を実施して、
期待される効果

観察、実験を充実させ、教師が指導に注力できる環境を整備することにより、子供たちの科学に対する興味・関心を高めるとともに、科学的に探究する能力等の育成を図る。

事業内容 2

理科教育における観察・実験の支援

理科観察実験支援事業【196百万円】

（国庫補助事業：理科教育設備整備費等補助金）

公・私立の小・中学校等の設置者に対して、理科の補助員（観察実験アシスタント（PASEO））の配置に要する経費の一部を補助。

補助対象 経費	理科の観察・実験の支援等を行う補助員（観察実験アシスタント（PASEO））の配置にかかる経費		
補助割合	1/3		
実施主体	地方公共団体、学校法人		
対象 校種	小学校（義務教育学校の前期課程含む）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む）、特別支援学校（小学部及び中学部）		

人的支援

理数好きなきな児童・生徒を育てる探究学習推進プラン

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

0.1億円

0.1億円

文部科学省

現状・課題

国際学力調査等（TIMSS、PISA等）の結果によれば、算数・数学や理科における学力は国際的に高い水準にあるものの、「勉強が楽しい」や「日常生活（実生活）への活用ができています」等といった**興味・関心に関わる項目については、国際平均を下回る**とともに、**学校種が上がるにつれて減少する傾向がある**。

算数・数学や理科の学習指導要領では、**問題解決や探究がより一層重視されているが、それに対応した指導法が学校現場にまだ十分に浸透していない状況**。

児童生徒が理数系教育に興味・関心を持ち、知的好奇心を高めていけるようにするためには、問題解決・探究に関する学習を小中学校段階から着実に推進することが必要。

事業内容

理数系教育に興味・関心をもつ人材を小中学校段階から育成するために、問題解決・探究に関する学習の指導法について開発・調査し、それらの成果を全国に展開する。

事業実施期間 令和6年度～令和8年度（予定）

● 探究に関する指導法の開発

小学校及び中学校を対象として、文科省が伴走支援等を行いながら、上記の現状・課題を踏まえた**児童生徒の問題解決・探究に関する学習を推進するための指導法**を開発する。

3百万円（3百万円）

件数・単価	3箇所×約1百万円	交付先	小学校、中学校
-------	-----------	-----	---------

● **大学の専門性を活かした調査及び児童生徒報告会の実施** 4百万円（4百万円）
大学がその専門性を踏まえて「**問題解決・探究に関する学習を行っている学校**」を調査するとともに、**調査した学校での実践を支援しながら事例集をまとめる**。また、実践校と調査校を含めた**児童生徒による報告会を開催**する。

件数・単価	1箇所×約4百万円	交付先	大学
-------	-----------	-----	----

アウトプット（活動目標）

- 全国の学校に共有可能な指導事例集、教師指導案の開発

短期アウトカム（成果目標）

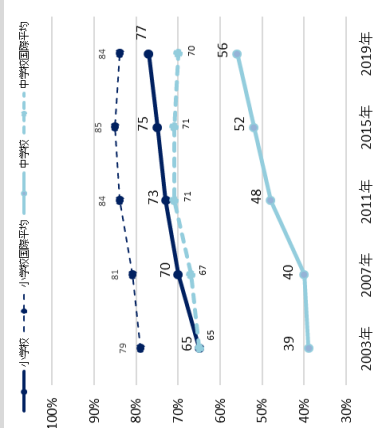
- 探究的な学習の普及
- 理数系教育に興味・関心をもつ児童生徒の増加

長期アウトカム（成果目標）

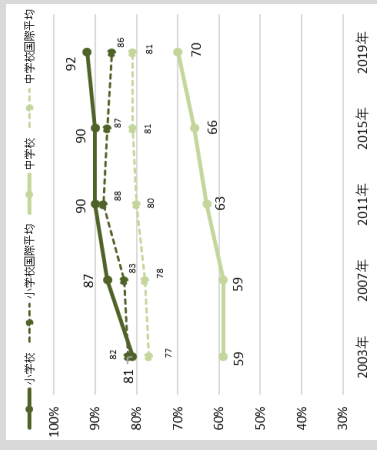
- 理系専攻学生等の理系人材の増加
- 理数系の素養をもつ人材の育成

（担当：初等中等教育局教育課程課）

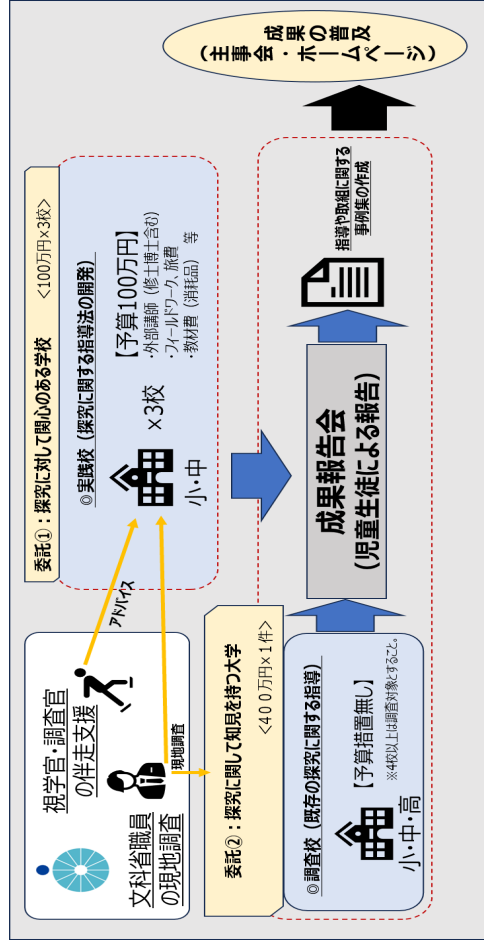
算数・数学の勉強は楽しい



理科の勉強は楽しい



事業スキーム



特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

0.5億円
0.8億円



文部科学省

趣旨

特定分野に特異な才能のある児童生徒は、**その才能や認知・発達の特性等がゆえに、学習上・学校生活上の困難を抱える**ことがあると指摘されている。しかし、これまで我が国の学校において、特定分野に特異な才能のある児童生徒を念頭においた指導・支援の取組はほとんど行われてこなかった。今後は、全ての子供たちの可能性を引き出す、**個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環**として、学校外とも連携し、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対してきめ細かな指導・支援を行っていく必要がある。

事業内容

○ 学校と連携した学習・支援プログラムの提供及び評価の在り方に関する実証研究 [22百万円]

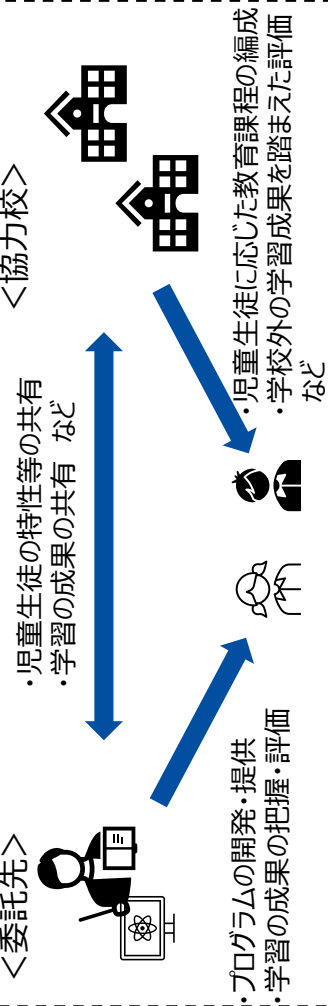
特定分野に特異な才能のある児童生徒が、その特性に応じた学びを継続的かつ持続可能な形で行うことができるよう、学校外の団体と学校が連携して、教育課程に位置づけることができる学習・支援プログラムの在り方及び学習成果の評価の在り方等について研究開発を実施する。

【委託先：教育委員会、民間企業等（2団体）】

＜実証研究を通じて検証する事項＞

- * 教育課程に位置づけることができる学習・支援プログラムの在り方
- * 児童生徒の学校外の学習の成果の学校での評価への活かし方 など

＜委託先＞



アウトプット（活動目標）

- ・特異な才能のある児童生徒への特性に応じた学びの提供
- ・相談支援体制の構築、実践事例の蓄積、横展開

アウトカム（成果目標）

- ・特定分野に特異な才能のある児童生徒の困難の解消及び才能の伸長

インパクト（国民・社会への影響）

- ・一人一人の才能・個性の尊重
- ・多様性を重視する社会の形成

（担当：初等中等教育局教育課程課）

○ 学校と連携した相談支援体制の構築等に関する実証研究 [33百万円]

① 地域単位での取組

特定分野に特異な才能のある児童生徒やその保護者及び学校の教職員に対する相談支援を、地域単位で、学校と教育委員会及び相談支援に係る専門家・団体が連携して実施し、実践事例を蓄積し、地域での日常的・継続的な支援体制の構築を図る。

【委託先：都道府県・政令指定都市教育委員会（2団体）】

＜実証研究を通じて検証する事項＞

- * 各機関の役割分担や情報共有の在り方
- * 対応可能な地域規模・学校数 など

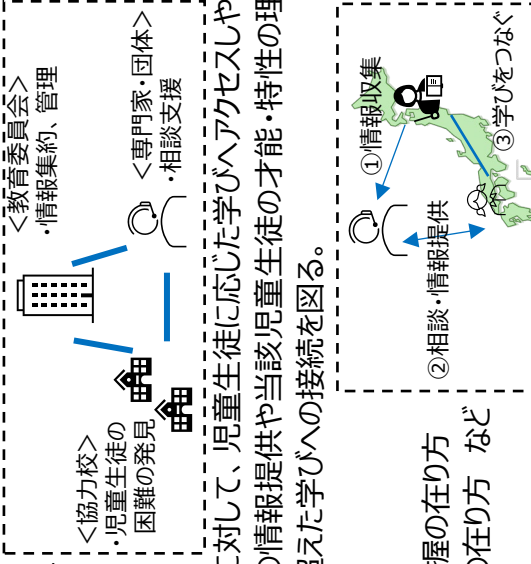
② 全国的な取組

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対して、児童生徒に応じた学びへアクセスしやすくなるよう、その特性に応じたプログラム等の情報提供や当該児童生徒の才能・特性の理解者となる人材の紹介を行うなど、地域を超えた学びへの接続を図る。

【委託先：民間団体（1団体）】

＜実証研究を通じて検証する事項＞

- * 相談支援における児童生徒の特性の把握の在り方
- * 情報提供後の児童生徒への伴走支援の在り方 など



4. 新時代に対応した高等学校改革の推進

令和7年度予算額（案）	838百万円
（前年度予算額	846百万円）
〔令和6年度補正予算額	7,420百万円〕

1. 要 旨

少子化の進行や高校生の多様化等を見据え、デジタル等成長分野を支える人材育成や探究・STEAM教育の推進、専門高校と企業等との連携・協働の充実、遠隔・通信等の活用による生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの推進など、新時代に対応した高等学校教育改革に向けた取組を支援する。

2. 内 容

（1）高等学校 DX 加速化推進事業（DX ハイスクール）

230 百万円（新規）

〔令和6年度補正予算額 7,420 百万円〕

大学教育段階で、デジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、その政策効果を最大限発揮するためにも、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化が必要である。骨太の方針2024に基づき、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、専門的な外部人材の活用や大学等との連携などを通じて ICT を活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを強化する学校などに対しての必要な環境整備の経費の支援を行う。

（2）各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

105 百万円（120 百万円）

高等学校において、学校の立地、リソース等に伴う制約や、各課程に関する制度等により、学校が生徒の多様な学習ニーズに対応しきれていない等の課題がある。このような課題を解消し、地理的状況や各学校・課程・学科の枠に関わらず、いずれの高等学校においても柔軟で質の高い学びを実現するため、通信制高校や教育センター等を中心拠点とする、遠隔授業や通信教育を活用した、域内の学校間連携・併修ネットワークの構築や、都道府県の枠組みを超えた高等学校間の連携ネットワークの構築を行う。

（3）新時代に対応した高等学校改革推進事業

98 百万円（219 百万円）

令和3年1月の中央教育審議会答申において提言された普通教育を主とする学科の弾力化（普通科改革）や教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成を推進し、探究・STEAM教育や特色・魅力ある文理融合的な学び、今後の社会に望まれるデジタル人材育成等を実現するため、令和4年度から設置が可能となった新しい普通科の設置を予定している学校の取組を推進するとともに、遠隔・オンライン教育等を活用した新たな教育方法を用いたカリキュラム開発等のモデル事業を実施する。加えて、新学科における学びや教科等横断的な学びを実現するためには、地域、大学、国際機関等との連

携協力、調整が必要であり、その役割を担う「コーディネーター」について、その育成や活用を支援するための全国プラットフォームを構築する。

(4) マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）

218 百万円（251 百万円）

デジタルトランスフォーメーション（DX）、六次産業化等、産業構造・仕事内容は急速かつ絶えず革新しており、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、こうした革新の流れは一層急激になっていくことが予見される。我が国の産業の発展のためには、成長産業化を図る産業界と専門高校が一体となり、地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材育成の取組を全国的に推進することが必要である。このため、産業界等と一体となった教育課程開発等の先進的取組の推進や、先進的取組を行う都道府県等・専門高校が中核となって牽引する産業界等と連携した人材育成の広域ネットワークの構築、産業界等との連携に課題のある地域の連携体制強化の取組等を実施する。

(5) WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業

102 百万円（186 百万円）

Society5.0 をリードし、SDGs の達成を牽引するイノベーティブなグローバル人材育成のリーディング・プロジェクトとして、国内外の大学等との連携により文理横断的な知を結集し、社会課題の解決に向けた探究的な学びを通じた高校教育改革や大学の学びの先取り履修等を通じた高大接続改革を推進する。特にコロナ禍の影響で限定的となった、インバウンド・アウトバウンド両方の海外交流推進によるグローバル人材育成の強化を図る。

(6) 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

85 百万円（70 百万円）

高等学校においては、不登校経験など、多様な背景を持つ生徒が在籍しており、その背景に応じた学びの充実が求められていることから、全日制・定時制高校におけるオンライン等を活用した効果的な学習の在り方に関する調査研究や、通信制高校における学び充実支援事業など、不登校生徒等の学び充実支援等に向けた実証研究や調査等により、高等学校における教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）

令和7年度予算額（案）

2億円
（新規）



文部科学省

令和6年度補正予算額

74億円

現状・課題

大学教育段階で、デジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、その政策効果を最大限発揮するためにも、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化が必要

事業内容

情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、専門的な外部人材の活用や大学等との連携などを通じてICTを活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを強化する学校などに対して、そのために必要な環境整備の経費を支援する

支援対象等

公立・私立の高等学校等
（1,200校程度）

箇所数・補助上限額 ※定額補助

- 継続校 : 1,000校 × 500万円（重点類型の場合700万円）
- 新規採択校 : 200校 × 1,000万円（重点類型の場合1,200万円）
- 都道府県による域内横断的な取組：47都道府県 × 1,000万円
※必須要件に加えて、各類型ごとの取組を重点的に実施する学校を重点類型として補助上限額を加算（80校（半導体重点枠を含む））

採択校に求める具体の取組例（基本類型・重点類型共通）

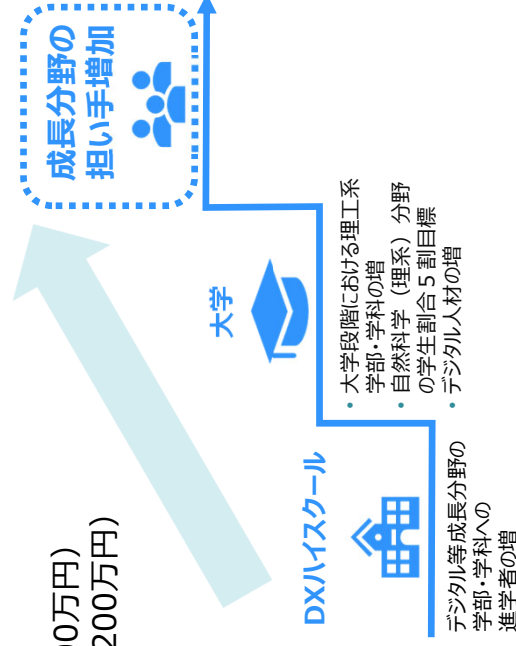
- 情報Ⅱや数学Ⅱ・B、数学Ⅲ・C等の履修推進（遠隔授業の活用を含む）
- 情報・数学等を重視した学科への転換、コースの設置
- デジタルを活用した文理横断的・探究的な学びの実施
- デジタルものづくりなど、生徒の興味関心を高めるデジタル課外活動の促進
- 高大接続の強化や多面的な高校入試の実施
- 地方の小規模校において従来開設されていない理数系科目（数学Ⅲ等）の遠隔授業による実施
- 専門高校において、デジタルを活用したスマート農業やインフラDX、医療・介護DX等に対応した高度な専門教科指導の実施、高大接続の強化

採択校に求める具体の取組例（重点類型（グローバル型、特色化・魅力化型、プロフェッショナル型（半導体重点枠を含む）））

- 海外の連携校等への留学、外国人生徒の受入、外国語等による授業の実施、国内外の大学等と連携した取組の実施等
- 文理横断的な学びに重点的に取り組む新しい普通科への学科転換
- 産業界等と連携した最先端の職業人材育成の取組の実施

支援対象例

ICT機器整備（ハイスペックPC、3Dプリンタ、動画・画像生成ソフト等）、遠隔授業用を含む通信機器整備、理数教育設備整備、専門高校の高度な実習設備整備、専門人材派遣等業務委託費 等



事業スキーム

文部科学省

補助

学校設置者等

（担当：初等中等教育局参事官（高等学校担当） 付）

各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

令和7年度予算額（案）

1億円

（前年度予算額）

1(億円) 文部科学省

背景・課題

- 離島・中山間地域等の学校の立地、リソース等に伴う制約により、学校が生徒の多様な学習ニーズに対応しきれていない等の課題がある
- 各課程に関する制度等により、多様な背景を有する生徒の受け入れが特定の学校・課程に偏っていたり、生徒の在籍する学校・課程・学科により、その後の進路の固定化が生じやすかったりといった課題がある
- **地理的状況や各学校・課程・学科の枠に関わらず、いずれの高等学校においても生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限引き出すことができるようにしていくことが必要**
- そのためにも、**遠隔授業や通信による教育方法の活用、学校間連携の推進を通じ、生徒の多様な学習ニーズへの対応や特色ある教育の展開、生徒同士の学び合いの深化等を可能とする体制・環境の整備が必要**

事業内容：遠隔授業や通信による教育の方法を活用しながら、地理的状況や各学校・課程・学科の垣根を超えて、多様な高校生一人ひとりの学習ニーズに応える新しい通学型高校のモデルを創出（効果的な手法の検証等を実施）

（１）遠隔・通信等も活用した、学びの機会の充実ネットワークの構築

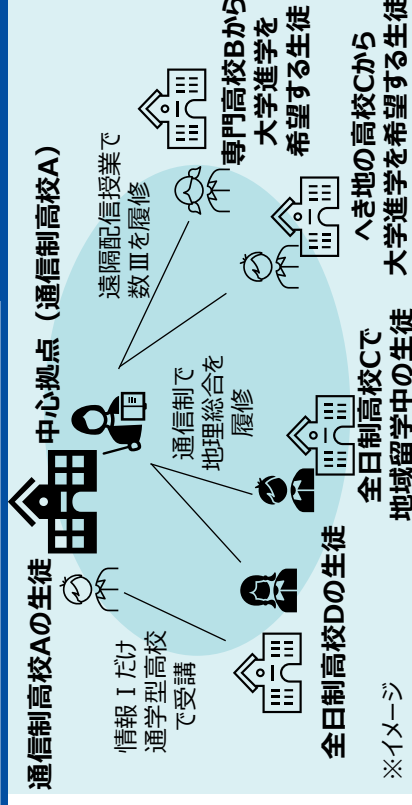
原籍校において安定して登校することが難しい生徒の学びの保障や、原籍校で開講されない科目の履修など生徒の多様な学習ニーズに応えるため、通信制高校や教育センター等を中心拠点として**遠隔授業や通信教育を活用した積極的な域内の学校間の連携・併修ネットワークを構築する事例を創出**。

当該中心拠点における**機材整備、中心拠点に配置され、各生徒の原籍校との間の連絡調整業務を担う者の配置に係る費用、遠隔授業の受信側原籍校に配置されるスタッフの人材育成・確保に係る費用**などを支援。

（２）都道府県の枠組みを超えた、高等学校連携ネットワークの構築

都道府県の枠組みを超えた複数の高等学校により構成される学校群ネットワークを構築。

複数高校での合同授業（総合的な探究の時間や学校設定科目を想定。）の実施を通じた**生徒同士の学び合いの深化、各々の得意分野を持つ指導者・外部人材等のリソースの共有を図る**。ネットワークでの取組に係る経費のほか、ネットワークが定着・自走するまでの間、**各校に配置される連絡調整スタッフや、ネットワークでの取組に伴走支援を行う外部アドバイザー等への人件費・謝金等を支援**。



※イメージ

対象校種	国公立の高等学校
箇所数 単価等	① 指定校 11箇所・約700万円/箇所（継続） 伴走支援 1箇所・約1200万円（継続） ② 1箇所 年間約1000万円/箇所（継続）

委託先	① 都道府県・市町村教育委員会、国公立大学法人、学校法人等 ② 民間団体等
委託 対象経費	① ネットワークの構築、運営に必要な経費 ② 都道府県を超えたネットワーク構築に必要な経費 （人件費、旅費、謝金等）

（初等中等教育局参事官（高等学校担当）付）

新時代に対応した高等学校改革推進事業

令和7年度予算額（案）

1億円

（前年度予算額）

2億円



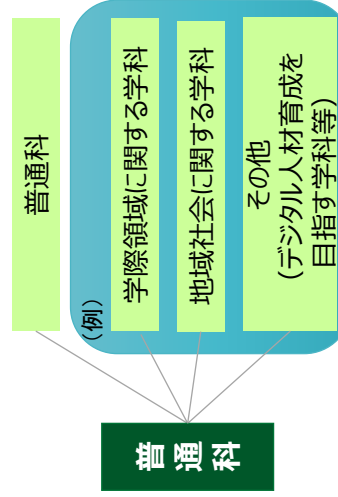
文部科学省

令和3年1月の中央教育審議会答申において提言された普通教育を主とする学科の弾力化（普通科改革）や教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成を推進し、探究・STEAM教育、特色・魅力ある文理融合的な学び、今後の社会に望まれるデジタル人材育成等を実現するため、令和4年度から設置が可能となった新しい普通科の設置を予定している学校の取組を推進するとともに、遠隔・オンライン教育等を活用した新たな教育方法を用いたカリキュラム開発等のモデル事業を実施する。加えて、新学科における学びや教科等横断的な学びを実現するためには、地域、大学、国際機関等との連携協力、調整が必要であり、その役割を担う「コーディネーター」について、その育成や活用を支援するための全国プラットフォームを構築する。

事業内容

①普通科改革支援事業

令和4年度より設置が可能となった新しい普通科を設置する予定の高等学校等に対し、関係機関等との連携協力体制の整備や、コーディネーターの配置などの支援を行い、新学科設置の取組を推進すること。探究・STEAM教育や特色・魅力ある文理融合的な学びを実現する。



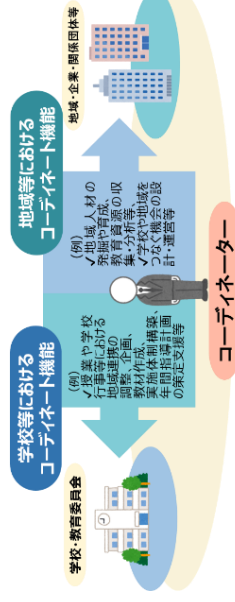
②創造的教育方法実践プログラム

教科等横断的な学びの実現による資質・能力の育成、デジタル人材育成を目指す、遠隔・オンライン教育（質の高い通信教育を含む。）を活用した新たな方法による学びを実現する。(1) Society 5.0の実現に向けた最先端の技術を活用した学び、(2)自らの興味関心に応じた探究的な学びに着目し、同一設置者の学校間のみでなく、他地域における大学や研究機関、国際機関等の関係機関からの同時双方向型の授業を取り入れたカリキュラム開発を行い、新しい時代の学びを創造する。



③高校コーディネーター 全国プラットフォーム構築事業 (PDCAサイクルの構築)

高校と地域、関係団体等をつなぐコーディネーターの全国的なプラットフォームを構築する。プラットフォームにおいては、コーディネーター人材やコーディネーターを受け入れる学校に対する研修を行うとともに、コーディネーター間の情報共有を促す場を創出することで、コーディネーターが持続的に活躍できるようにするとともに、成果指標の検証による高等学校改革のPDCAサイクルの構築を図る。



対象
校種

国公立の高等学校

委託先

①②学校設置者 ③民間団体等

箇所数
単価
補助率

- ①16校（継続） 約4,700千円／1校
- ②2校（継続） 約3,600千円／1校
- ③1団体 約13,000千円／1団体

委託
対象経費

- ①新学科の設置に必要な経費
- ②新たな教育方法を用いた学びに必要な経費
- ③プラットフォームの構築や成果検証に必要な経費

（初等中等教育局参事官（高等学校担当）付）

マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）

令和7年度予算額（案）

2億円

（前年度予算額

3億円）

現状・課題

- 第4次産業革命の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）、六次産業化等、産業構造・仕事の内容が急速かつ絶えず革新する中、専門高校では、**産業構造の絶え間ない変化に即応した職業人材育成が急務**。
- そのため、令和3年度より、産業界等と専門高校が一体となって職業人材育成を行うマイスター・ハイスクールを実施。
- 我が国の産業の発展のためには、**マイスター・ハイスクールの全国的な横展開が必須**。しかし、産業界等との連携に課題のある地域では導入が困難であることから、実践的な取組を通じた研究や全国実態調査等を通じて、連携体制の強化の方策について明らかにする必要がある。

事業内容

- ① 産業界等と一体となった先進的取組を行う都道府県等・専門高校が中核となり、産業界等と連携した人材育成の**広域ネットワークを牽引**
- ② 産業界等との**連携に課題のある地域が**、先進的取組を直接学びつつ、**連携体制の強化プロセスを実践研究**
- ③ 民間事業者による**取組に応じた支援、広域ネットワーク内をつなぐネットワークハブ**
- ④ 産業界等と専門高校の**連携段階ごとの課題及びその解決策**について調査し、実効性のある連携体制構築のポイントを整理

⇒ 地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材育成エコシステムを確立



● 専門学科デジタルコンテンツの充実

（初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室）

事業概要

Society5.0をリードし、SDGsの達成を牽引するイノベティブなグローバル人材育成のリーディング・プロジェクトとして、国内外の大学等との連携により文理横断的な知を結集し、社会課題の解決に向けた探究的な学びを通じた高校教育改革や大学の学びの先取り履修等を通じた高大接続改革を推進する。

- ◆ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等とが協働し、高校生が主体となり、海外をフィールドにグローバルな社会課題の解決に向けた探究的な学びを実現するカリキュラムを開発。
- ◆ これまで訪問できなかった国の高校生や大学生等とのオンライン海外フィールドワークなど、世界規模で生じた豊かなオンライン環境を駆使したカリキュラム開発。
- ◆ 大学等と連携した大学教育の先取り履修（カリキュラム開発）により、高度かつ多様な科目等の学習プログラム／コースを開発。
- ◆ コロナ禍の影響で限定的となった、海外の連携校等への短期・長期留学、海外研修や、海外の連携校等からの外国人留学生と日本人高校生とが一緒に履修する英語等による授業、探究活動等を重点的に実施。
- ◆ 学習を希望する高校生へ高度な学びを提供するため、拠点校間及び関係機関との連携の上、個別最適な学習環境を構築。
- ◆ イノベティブなグローバル人材育成に関心のある高校がグローバルな課題探究成果を共有するためのミニフォーラムの開発。

対象校種

国公立の高等学校及び中高一貫教育校

- カリキュラム開発：3拠点（継続）
790万円程度／拠点・年、原則3年
- グローバル人材育成の強化：8拠点（継続）
500万円程度／拠点・年、原則3年
①アウトバウンド型（海外留学等を重点的に実施）
②インバウンド型（留学生受入等を重点的に実施）
- 個別最適な学習環境の構築：1拠点（継続）
590万円程度／拠点・年、原則3年

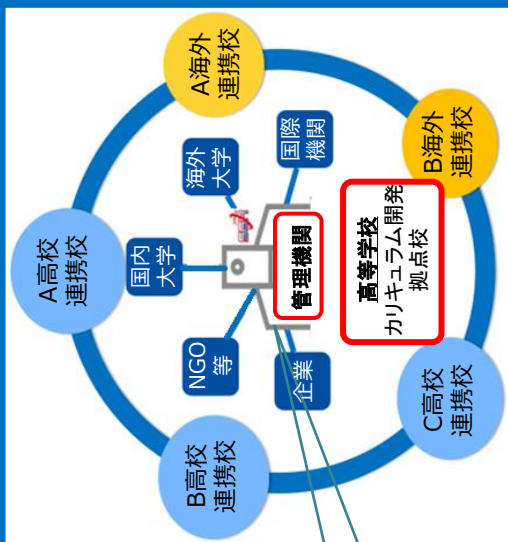
箇所数
単価
期間

AL（アドバンスト・ラーニング）ネットワーク イメージ図

ALネットワーク
海外フィールドワークや国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう国内外の連携機関とのネットワークを形成

管理機関

高等学校と連携機関をつなぎ、カリキュラムを研究開発する人材（カリキュラム・アドバイザー）等の配置



WWLコンソーシアム

高校や国の枠を超えて、高校生に高度な学びを提供するAL（アドバンスト・ラーニング）ネットワークを形成した拠点校を全国に50校程度配置し、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築へとつなげる。

委託先

管理機関（都道府県・市町村教育委員会、
国公立大学法人、学校法人）等

- カリキュラム開発に必要な経費
（海外研修旅費、謝金、借損料、国際会議経費等）

- グローバル人材育成の強化に必要な経費
（海外連携校との調整に必要な経費、英語等による授業の実施に必要な経費等）

- 個別最適な学習環境の構築に必要な経費
（連携交渉旅費、謝金、ウェブサイト構築経費、委員会経費等）

委託
対象経費

高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

令和7年度予算額（案）
1億円
（前年度予算額）
1億円）
文部科学省

高等学校においては、不登校経験など、多様な背景を有する生徒が在籍しており、その背景に応じた学びの充実が求められていることから、調査や実証研究により、高等学校における教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

不登校生徒等の学び充実支援策

①オンライン等を活用した効果的な学習の在り方に関する調査研究

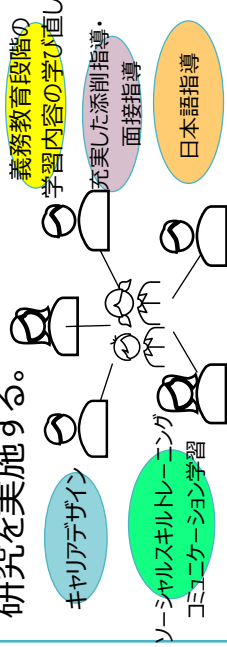
全日制・定時制高校において、不登校傾向にある生徒が学びを継続できるよう、オンライン等も活用した、柔軟で質の高い学びを提供する際のノウハウや学習支援・評価の工夫等を整理し、新たな事例の創出を行う。

③多様な生徒が学ぶ高等学校の状況等に係る調査

多様な背景を有する生徒の受入等に関する課題等に関する調査や、「高校生のための学びの基礎診断」の活用に係る調査研究を実施する。

②定時制・通信制高校の学び充実支援事業

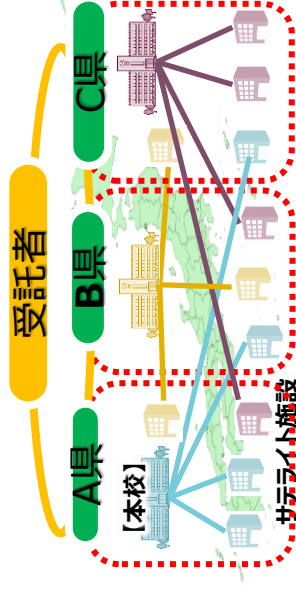
不登校経験など多様な背景を有する生徒が進学する選択肢である定時制・通信制高校において、社会的自立に必要な資質・能力が身に付けられるよう、生徒の状況に応じて卒業後の進路を見据えた支援を行うとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの実現を目指す調査研究を実施する。



④広域通信制高校の適切な指導監督・情報発信を通じた質保証

都道府県の区域を越えて活動するサテライト施設を含め、広域通信制高校への所轄庁による適切な指導監督の在り方を研究するとともに、都道府県の連携等を促す都道府県間プラットフォームを構築・運営する。

また、通信制高校の増加の背景やニーズの現状把握を踏まえた生徒や保護者等が適切な情報を得られるような情報発信を行う。



対象
校種

国公私立の高等学校等

委託先

- ①・② 国公私立の高等学校等
- ③・④ 民間企業等

箇所数
単価等

- ① 3箇所 約400万円（継続2、新規1）
- ② 5箇所 約400万円（継続4）、約500万円（新規1）
- ③ 1箇所 約1,000万円
- ④ 2箇所 約2,000万円・約1,400万円

委託
対象経費

- ① オンライン授業等に必要な経費
- ② カリキュラム開発等に必要な経費
- ③ 各種調査に必要な経費
- ④ 点検調査やプラットフォーム構築等に必要な経費

（初等中等教育局参事官（高等学校担当）付）

5. 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

令和7年度予算額（案）	2,153 百万円
（前年度予算額）	2,251 百万円
〔令和6年度補正予算額〕	4,045 百万円

1. 要 旨

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、自治体への支援、調査研究、教育環境の整備等により、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する。

2. 内 容

（1）幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を支える自治体への支援

- ◆幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業（新規）
〔補助率 1／2 等〕

530 百万円（新規）

〔補助事業者：都道府県、市区町村〕

自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用して、架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）のカリキュラムの策定や架け橋期のコーディネーターの育成・派遣を行うなど、全国規模で「幼保小の架け橋プログラム」を推進し、幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を図る。

（2）幼児教育の質の向上に関する調査研究等

- ◆幼児教育の学び強化事業

70 百万円（70 百万円）

〔委託事業者：都道府県、市区町村、大学、研究機関、幼児教育関係団体等〕

幼児教育の更なる質的向上を目指し、幼保小の接続による不登校・いじめ対策、幼児教育施設における教育課題、子育ての支援や家庭等との連携強化等の実態に関する調査研究を実施する。

- ◆大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業
115 百万円（131 百万円）

〔委託事業者：民間事業者等〕

幼稚園教諭等の人材については、需要の高止まりに供給が追いついていない。そうした中で、より多くの人材が幼児教育の道を志すとともに、離職者が円滑に復職できるよう、大学等を拠点とする「職」の魅力発信などの取組を行うほか、継続的に働き続けられる職場環境の中で体系的に資質能力を向上させていけるよう、園務改善の実証事業を実施する。

- ◆幼児教育に関する大規模縦断調査事業

108 百万円（78 百万円）

〔委託事業者：大学〕

子供の成長に資する質の高い幼児教育を科学的に明らかにし、今後の幼児教育の政策形成に資するエビデンスを得るため、幼児教育に関する大規模縦断調査を実施する。本調査では、令和6年度における5歳児を対象に5年間の追跡調査を行い、幼児教育が、子供の発達、小学校以降の学習や生活にどう影響を与えるかについて検証を行う。

◆幼児教育の理解・発展推進事業

29 百万円（29 百万円）

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に基づく活動を着実に実施するため、都道府県において幼児教育に関する専門的な研究協議等を行い、その成果を中央協議会において発表・共有する。また、具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料等を作成する。

◆OECD ECEC Network 事業への参加

19 百万円（16 百万円）

OECD において実施されている「OECD 国際幼児教育・保育従事者調査」及び「質の高い包括的な幼児教育・保育を目的とした政策への研究の転換」に関する調査研究に参加し、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得る。

※ECEC：Early Childhood Education and Care

（３）幼児教育の質を支える教育環境の整備

◆教育支援体制整備事業費交付金〔補助率 1／2 等〕

829 百万円（886 百万円）

[1,731 百万円]

〔補助事業者：都道府県〕

幼児の学びに必要な遊具・運動用具等の整備、教職員の研修、園務の平準化など、幼児教育の質の向上を支える環境整備を支援する。

（参考）令和 6 年度補正予算

- ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

幼児の学びに必要な遊具、運動用具、保健衛生用品等の整備に係る経費を支援。

- ・幼稚園の ICT 環境整備支援

教員等の業務負担を軽減し幼児と向き合う時間を確保するための ICT 環境の整備に係る経費を支援。

◆私立幼稚園施設整備費補助金

〔補助率 1／3（Is 値 0.3 未満の耐震補強・及び特別防犯対策は 1／2）〕

453 百万円（456 百万円）

[2,314 百万円]

〔補助事業者：私立幼稚園の設置者〕

緊急の課題となっている国土強靱化の取組を推進する耐震対策、アスレチック遊具や防音壁等の施設整備に要する経費を支援する。

（参考）令和 6 年度補正予算

地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強・改築、非構造部材の耐震対策、特別防犯対策、省エネルギーの推進に向けたエコ改修、預かり保育や学級編制基準の見直しに必要な園舎の整備等に要する経費を支援する。

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上



令和7年度予算額（案） 22億円
（前年度予算額） 23億円

文部科学省

令和6年度補正予算額 40億円

- 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、自治体への支援、調査研究、教育環境の整備等により、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する。

1 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を支える自治体への支援 5.3億円（新規）

自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用して、架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）のカリキュラムの策定や架け橋期のコーディネーターの育成・派遣を行うなど、全国規模で「幼保小の架け橋プログラム」を推進し、幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を図る。

幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業

5.3億円（新規）

2 幼児教育の質の向上に関する調査研究等 3.4億円（5.6億円）

幼児期の学びを深めていくための調査研究や、幼児教育の「職」の魅力向上・発信のための実証・モデル事業、幼児教育が子供の発達や小学校以降の学習や生活に与える影響について検証するための大規模な追跡調査等を実施し、幼児教育の質の向上を図る。

- ① 幼児教育の学び強化事業（新たに幼保小接続による不登校・いじめ対策等に関する調査研究も実施予定）
- ② 大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業
- ③ 幼児教育に関する大規模縦断調査事業
- ④ 幼児教育の理解・発展推進事業

0.7億円（0.7億円）
1.2億円（1.3億円）
1.1億円（0.8億円）
0.3億円（0.3億円）等

3 幼児教育の質を支える教育環境の整備 13億円（13億円）

ICT環境整備や施設の耐震化等、幼児教育の質を支える教育環境整備を支援する。

- ① 教育支援体制整備事業費交付金
- ② 私立幼稚園施設整備費補助金

8億円（9億円）[令和6年度補正予算額 17億円]
5億円（5億円）[令和6年度補正予算額 23億円]

幼児教育推進体制等を活用した 幼保小の架け橋プログラム促進事業

現状・課題

- ・ 幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、家庭や地域の状況に関わらず、全ての子供が格差なく質の高い学びを享受でき、その後の学びへと接続できるよう、幼児期及び幼保小接続期の教育の充実を図ることが重要である。
- ・ 国においては、この趣旨を実現するため、モデル地域における「幼保小の架け橋プログラム」の実践・成果検証を行ったところ、小学校入学当初の教師の指導方法が、変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきているなどの成果が上がっている。
- ・ 一方で、全国的にみると幼保小の接続に関する取組は未だ不十分であり、設置者や施設類型を問わず、各地域において幼保小の関係者が連携・協働し子供の発達や学びの連続性を確保したカリキュラムの実施や教育方法の改善などが必要である。

事業内容

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を図るため、自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用した、架け橋期のコーディネーター等の育成・派遣を推進すること等により、5歳児から小学校1年生までの架け橋期のカリキュラムの策定・実施・改善を行うための体制を構築し、全国規模で「幼保小の架け橋プログラム」の更なる促進を図る。

実施主体	都道府県 市区町村	補助率	架け橋期のカリキュラムの実施、人材育成：1/2 幼児教育アドバイザー活動※：1/3
補助対象 経費	幼児教育アドバイザーや架け橋期のコーディネーター等の派遣・育成に必要な経費 架け橋期のカリキュラム開発会議等の開催に必要な経費 実践研究、巡回訪問、公開保育・研修等の実施に必要な経費 （人件費、会議費、諸謝金、旅費、委託費等）		

※「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」の実施実績が2年以下の自治体が対象。

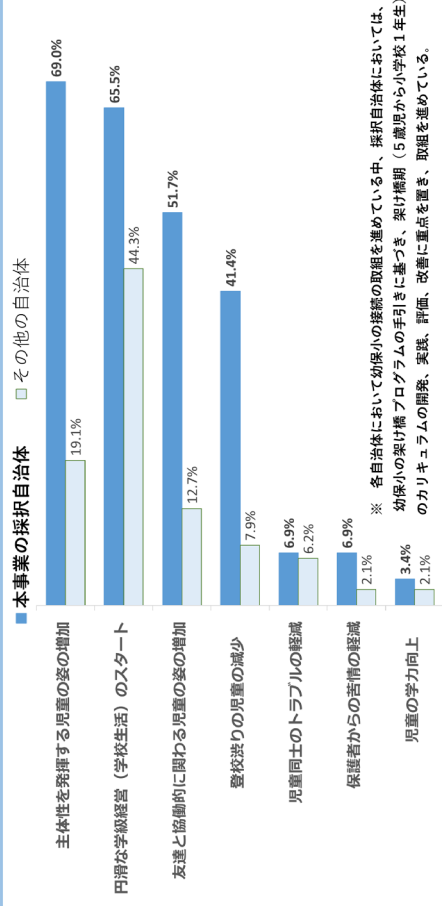
令和7年度予算額（案）

5億円

（新規）

文部科学省

幼保小の架け橋プログラムの成果



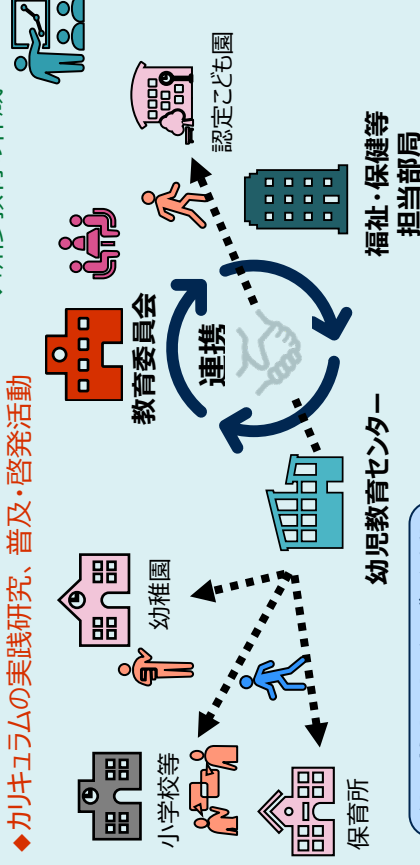
「幼保小の架け橋プログラム」の促進

架け橋期のカリキュラムの実施

- ◆ 架け橋期のコーディネーターの派遣
- ◆ 架け橋期のカリキュラム策定・実施・改善
- ◆ カリキュラムの実践研究、普及・啓発活動

人材育成

- ◆ 研修の実施
- ◆ 研修教材の作成



幼児教育アドバイザー活動

- ◆ 幼児教育に関する指導・助言
- ◆ 障害のある幼児・外国人幼児受け入れ等の課題を持つ園への支援

（担当：初等中等教育局幼児教育課）

幼児教育の学び強化事業

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

0.7億円
0.7億円）



文部科学省

背景・課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼児教育施設の有する機能を家庭や地域に提供することにより、未就園児も含め、幼児期にふさわしい学びを深めていくことが重要である。そして、幼児教育施設入園後には、幼児教育が直面している課題解決を図ることにより、幼児が園での活動を通して、学びを深めていくことが重要である。

事業内容

① 教育課題に関する調査研究

幼児教育施設における教育の質の向上のため、幼児教育施設が直面している様々な教育課題について調査研究を行う。

（研究の視点の例）

- ・ 幼児教育施設における教育の質に関する評価の在り方
- ・ 幼児教育施設の管理職や幼児教育アドバイザーを対象とした研修の在り方
- ・ 障害のある幼児や外国人幼児などに対する支援の在り方
- ・ 幼児教育の質の向上のための拠点としての国公立幼稚園の役割等

② 子育ての支援や家庭等との連携強化に関する調査研究

未就園児も含め、幼児教育施設の機能を家庭や地域に提供して幼児の学びを深めていくことや、遊びを通じた総合的な指導を行う幼児教育の重要性等について家庭や地域と認識を共有して意識を高めることなど、子育ての支援や家庭等との連携強化について調査研究を行う。

（研究の視点の例）

- ・ 幼稚園が0～2歳の未就園児を受け入れて行うふさわしい活動の在り方
- ・ ICT機器を活用した子供の学びの見える化
- ・ 幼児教育施設の機能を生かした子育ての支援の在り方等

③ 幼保小接続による不登校・いじめ対策等に関する調査研究

幼児教育施設における幼児教育から小学校教育の円滑な接続による不登校・いじめ対策等について調査研究を行う。

（研究の視点の例）

- ・ 小学校低学年の不登校・いじめ対策等に資する幼保小連携・接続の在り方等

対象校種	幼稚園、保育所、認定こども園	委託先		①② 研究機関、大学、都道府県、市区町村、幼児教育関係団体 等 ③ 都道府県、市区町村
	箇所数、単価 ① 5箇所 270万円／箇所 ② 2箇所 900万円／箇所 ③ 5箇所 700万円／箇所	委託対象 経費		調査研究に必要な経費 （人件費、委員旅費、謝金等）
		事業開始 年度		令和4年度～

担当：初等中等教育局幼児教育課

大学等を通じたキャリア形成支援による 幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業



令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

1.2億円
1.3億円

文部科学省

背景・課題

- 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上の根幹を成す**幼稚園教諭等の人材**については、養成校生の多くが他業種へ就職する、平均勤続年数が少ない、離職者の再就職が少ないなど、**人材の需要の高止まりに供給が追いついていない**。
- より多くの人材が幼児教育の道を志し、継続的に働き続けられる職場環境の中で体系的に資質能力を向上させていけるよう、また、幼稚園教諭免許状保有者が円滑に復職できるよう、**総合的なキャリア形成支援の取組を実施する必要がある**。

事業内容

① 「職」の魅力向上のための園務改善実証事業

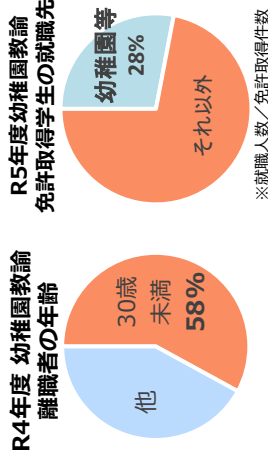
教育活動に集中できる職場環境整備に向けて、**民間事業者等の専門的な知見を得つつ、幼稚園教諭等が日々行う業務を効率化する実証事業を実施し、負担軽減効果の見える化を図るとともに、業務改善を志向する園に対してアプローチの参考となる資料を取りまとめる**。



② 大学等を拠点とする「職」の魅力発信モデル事業

地域の幼児教育人材の育成を担う大学等が拠点となり、地域イベント等を通じて、**自治体や域内の幼稚園、団体等と連携協働しつつ、地域における人材輩出のネットワークを形成し、入学前からの現場の魅力発信、学生のキャリア観形成支援、現職教諭の職場定着や離職者の円滑な復職支援等の総合的なキャリア形成支援を行う**。これまでの事業の課題や成果も踏まえつつ、**地域の未来を担う幼児教育人材の確保・定着を推進する**。

事業開始年度	令和5年度～
事業規模	3,000万円 1団体（1団体が園務改善の調査研究及び 1,300万円 5団体 5大学等の事業を総括することを想定） 1,900万円 1団体（免許法認定講習事例に関する調査及び普及・啓発）
委託先	民間事業者等



有効求人倍率の推移（年平均）	H29	R5
全職種	1.35	1.19
幼稚園教諭	1.66	2.49
保育士	2.47	2.67

中高生

園務改善に係る効果実証
負担軽減効果の見える化

幼児教育の現場の魅力発信
職業イメージの形成

地域との連携・協働

幼稚園等

自治体

幼稚園団体

域内の他大学

養成校生

保育者としてのキャリア観
の形成支援
園とのマッチング支援

現職教諭・離職者等

現職教諭のキャリア形成
免許法認定講習
円滑な復職に向けた支援

「職」の魅力向上・発信

好循環

人材確保・定着

担当：初等中等教育局幼児教育課

幼児教育に関する大規模縦断調査事業



令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

1.1億円
0.8億円

文部科学省

背景・課題

- 幼児教育の分野においては、長年にわたり、より良い教育を目指した実践等が積み重ねられてきたが、今後は調査・研究から得られた実証データの分析によるエビデンスにも基づきながら、政策形成に取り組むことが重要。また、幼児教育の効果を示した長期追跡調査の研究成果はあるが、各国の教育制度や文化等も異なることから、日本においても、大規模な追跡調査を実施することが必要。
- 本調査では、子供の成長に資する質の高い幼児教育を科学的に明らかにし、今後の幼児教育の政策形成（幼稚園教育要領の改訂や指導資料の充実等）に資するエビデンスを得るため、令和6年度における5歳児を対象に5年間の追跡調査を行い、幼児教育が、子供の発達、小学校以降の学習や生活にどう影響を与えるかについて検証を行う。

調査の概要

（1）実施対象 令和6年度における5歳児を対象にした5年間の追跡調査

※地域区分や人口規模等を踏まえて、全国8ブロックから大規模・中規模・小規模自治体合わせて75市町村から調査対象者を無作為抽出

（2）調査方法・調査対象 以下の調査対象者にアンケート調査を実施

- ①調査開始（R6年度）時点で、就学前教育・保育施設（施設種、公立・私立、認可・無認可は問わない）に通う5歳児の子供をもつ保護者
- ②上記①の5歳児の子供が通う施設の園長・担任保育者（幼稚園教諭、保育教諭、保育士等） ※本調査1年目（R6年度調査）のみ
- ③上記①の5歳児が就学した小学校の校長・担任教師 ※本調査2年目（R7年度調査）～

（3）調査内容

- ①保護者：生活スキル、認知能力、非認知能力、家庭での養育環境 等
- ②園長・保育者：保育者の人数、園の取組、労働環境、保育者の実践 等 ※本調査1年目（R6年度調査）のみ
- ③小学校の校長・担任教師：幼保小接続の取組、学級風土 等 ※本調査2年目（R7年度調査）～

※なお、調査の実施に当たっては、委託先において、幼児教育や発達心理学に加え、経済学、脳科学、教育政策等の様々な分野からの研究者でネットワークを構築し、多様な視点から分析等を行う。

委託先・箇所数

・大学1箇所（継続のみ）

単価

・約8,900万円

対象経費

・調査実施に必要な経費

スケジュール（事業実施期間）

R5年度先行
調査の実施

R6年度本調査
(5歳児)の実施

R7年度本調査
(小学校1年生)の実施

R8～10年度本調査
(小学校2年生～4年生)の実施

担当：初等中等教育局幼児教育課

幼児教育の理解・発展推進事業

令和7年度予算額（案） 0.3億円
（前年度予算額） 0.3億円



背景・課題

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の整合性が図られており、これらの正しい理解の下、**幼児教育施設が一体となって、幼児に対して適切な指導が行われることが求められている。**

幼児教育施設を取り巻く現状を踏まえ、研究協議会の開催や指導資料等の作成を行い、**先進的な実践や幼保小の架け橋プログラム等の理解を深める。**

事業内容

幼児教育の理解・発展推進事業

各都道府県において、設置者（国公私）や施設類型（幼稚園、保育所、認定こども園）を問わず、自治体の幼児教育担当者や幼稚園教諭、保育士、保育教諭等を対象として、幼保小の架け橋プログラムなど、**幼児教育に関する専門的な研究協議等を行う都道府県協議会を開催する。**また、都道府県協議会における成果を**中央協議会において発表・共有**することで、さらなる幼児教育の振興・充実を図る。（2年ごとに時期に応じた新たな協議主題を設定。令和6、7年度の協議主題は「幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進」とする。）

幼児教育実施のための指導資料の作成

幼稚園教育要領等に基づく活動を着実に実施するため、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料等を作成する。

中央協議会（文部科学省）
（都道府県協議会の成果の発表、先進事例の発表等）

協議の成果報告、
中央協議会への参加 等

協議主題の提示、
中央協議会への参加依頼 等

都道府県協議会（教育委員会）

1. 幼稚園、保育所、認定こども園を対象とした幼稚園教育要領等に関すること
2. 幼保小の架け橋プログラムに関すること 等

国公立幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校の教職員の参加

対象校種 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校

箇所数、
単価 4 7 箇所 5 0 万円／箇所

事業開始年度 平成 1 2 年度～

支出先

都道府県

※幼児教育実施のための指導資料の作成は本省執行

対象経費

都道府県協議会に必要な経費
（諸謝金、委員等旅費、教職員研修費）

担当：初等中等教育局幼児教育課

背景・課題

- 質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」の開始、幼児教育・保育の無償化の実施に加えて、令和2年9月のG20教育大臣会合において質の高い幼児教育へのアクセスの重要性が宣言されるなど、国内外で幼児教育の質に対する関心が高まっているところ。
- このため、OECDが実施する国際幼児教育・保育従事者調査等に参加し、質の高い幼児教育を提供するための基礎データの整備に貢献するとともに、これらの事業への参加により、国際比較可能な幼児教育・保育施設の活動実態に関するデータや、各国の好事例など、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることとする。

事業内容

下記の事業に参画し、幼児教育の質向上のための施策立案に活かす。

「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」

(Starting Strong Teaching and Learning International Survey (TALIS Starting Strong))

勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等に関する第2期サイクルが2021年から開始。
第1期調査(2018年)では、日本の保育者の研修等による専門性向上への意識の高さなどが明らかになった一方、保育者の処遇や社会的評価、保育者の不足等についての課題もあり、調査結果を参考に施策立案に活用。

「質の高い包括的な幼児教育・保育を目的とした政策への研究の転換」

(Translating Research into Policies for Quality and Inclusive Early childhood education and care)

「幼児教育・保育を通じたより平等な機会と包括性の確保」に向けて、子供の発達、学習、福祉に関する最新の研究を基に、幼児教育・保育に関する政策の改善、新しい政策の導入条件等を調査。2023年から2024年にかけて調査、2025年公表予定。

過去の参加実績

○「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」(2018年)

勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等を調査。

※ 拠出金については、文部科学省、こども家庭庁で按分して負担。

※ 国内における調査実施の事務的経費は国立教育政策研究所で負担。

○「デジタル世界における幼児教育・保育」(2021～2023年)

デジタルテクノロジーの普及によってもたらされる社会的・経済的变化に対応して、幼児教育・保育が子供たちの学びや発達等を効果的に支援していくための方策等を調査。

担当：初等中等教育局幼児教育課

教育支援体制整備事業費交付金

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

8億円
9億円）



現状・課題・事業内容

- 子育て支援の更なる充実と幼児教育の質の向上を図るため、認定こども園の設置を支援するとともに、預かり保育やこども誰でも通園制度の実施も踏まえた幼児の学びに必要な環境整備、保育DXを推進し教員が幼児と向き合う時間を確保するためのICT環境整備等を支援する。

令和6年度補正予算額 ※ 17億円 ※

1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 ※

幼児の学びに必要な遊具、運動用具、保健衛生用品等の整備を支援



2 幼児教育の質の向上のための研修支援

教育の質の向上を図るため、教職員を対象とした研修を支援



3 園務平準化のための業務体制への支援

- (1) 安心・安全のための園務平準化に必要な経費を支援
- (2) 認定こども園等へ移行するための準備経費を支援



4 ICT環境整備の支援 ※

教員等の業務負担を軽減し幼児と向き合う時間を確保するためのICT環境の整備を支援



対象
校種

- 1 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園
- 2 幼稚園、認定こども園、保育所
- 3 幼稚園
- 4 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園

主な
対象経費

- 1 物品購入費等
- 2 研修参加費等
- 3 事務職員雇用費等
- 4 端末購入費等

実施
主体

都道府県

補助割合

国 1 / 2 等

事業開始年度

平成27年度～

※幼児教育の質の向上のための緊急環境整備の一部及びICT環境整備の支援については令和6年度補正予算に計上

担当：初等中等教育局幼児教育課

私立幼稚園施設整備費補助金

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

5億円
5億円）



文部科学省

23億円 ※

現状・課題・事業内容

- 緊急の課題となっている国土強靱化の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の**耐震対策**、子どもの命を守る**防犯対策**、省エネルギーの推進に向けた**エコ改修**、**バリアフリー化**等の施設整備に要する経費を支援する。

1	耐震補強	… 耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化
2a	防犯対策	… 門・フェンス・防犯監視システム等の設置
2b	特別防犯対策	… 防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備 (R5-R7：補助率の嵩上げ1/3→1/2による促進)
3	新築・増築・改築	… 新築、増築、耐震改築、その他の危険建物の改築（改築は仮設園舎の整備を含む）
4	アスベスト等対策	… 吹き付けアスベストの除去等
5	屋外教育環境整備	… アスレチック遊具、屋外ステージ、防音壁等の整備
6	エコ改修	… 太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修
7	内部改修	… 預かり保育、学級編制基準見直し（1学級35人→30人）、衛生環境改善のための園舎の整備 (間仕切り設置、空調整備等)
8	バリアフリー化	… スロープの設置、トイレのバリアフリー化等の整備



対象校種	私立の幼稚園
実施主体	事業者（学校設置者）
事業開始年度	昭和42年度～

補助割合	国 1 / 3、事業者 2 / 3 ※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強 特別防犯対策 国 1 / 2、事業者 1 / 2
------	---

対象経費	工事費、実施設計費、耐震診断費 等
------	-------------------

※ 耐震補強の一部、新築・増築・改築の一部及び屋外環境整備以外については令和6年度補正予算に計上

担当：初等中等教育局幼児教育課

6. 現代的健康課題に対応するための健康教育の推進

令和7年度予算額（案）	695 百万円
（前年度予算額	725 百万円）
[令和6年度補正予算額	50 百万円]

1. 要 旨

複雑化・多様化する児童生徒等の現代的健康課題に対応するため、子供の心身の健康の保持増進を担う養護教諭・栄養教諭の業務支援体制の充実や、外部講師を活用した現代的な健康課題の理解増進、学校給食における有機農産物等の使用促進、栄養教諭による食の指導に関する個別指導の充実などを通じて、学校における健康教育を一層推進する。

2. 内 容

（1）学校保健の推進

① 外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業

48 百万円（44 百万円）

地域におけるがん教育の取組の成果について、全国への普及を図るとともに、あわせて、がんや生活習慣病（歯周病等）、心の健康等に関する学習を通じて、自身の生活行動を改善する力を育み、また、がんや難病、てんかん、摂食障害、ギャンブル等依存症など、様々な病気を抱える人々への共感的な理解を深め、さらには、そうした人々と共に生きる社会づくりに向けて、献血への理解など社会に貢献する意欲や態度を養うため、地域の実情に応じた外部講師を活用した教育活動を支援する。

② 心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成・育成プログラム開発事業

29 百万円（新規）

心理面や福祉面に専門性を持った養護教諭の養成・育成を目指し、養護教諭養成課程を有する大学のカリキュラム構成等に関する実態調査、養護教諭の養成・研修プログラムの開発を実施する。

③ 学校健康診断情報の PHR への活用推進事業

227 百万円（261 百万円）

政府全体の PHR（Personal Health Record）推進の方針を踏まえ、学校健診情報についても本人や保護者等に電子的に提供できる環境の整備及び活用の促進を行う。

④ 現代的健康課題に関する指導の充実に向けた支援（健康教育振興事業）

96 百万円（76 百万円）

近視・脊柱側弯症・ギャンブル等依存症・薬物乱用などの学校保健の現代的な課題や学校における健康診断などに関する参考資料・動画の作成、講習会・調査の実施等を行う。

・実施主体：（公財）日本学校保健会

○ 脊柱の検査等に関する理解増進事業

[50 百万円]

検査機器を用いた脊柱の検査等にかかる体験会や周知資料の作成等を行い、教育現場への理解増進を図る。

※令和6年度補正予算へ50百万円を計上

等

(2) 学校給食・食育の充実

◆学校給食の改善充実に向けた支援事業

① 学校給食への有機農産物等使用促進による食の指導充実に関する調査研究

59 百万円（新規）

食料・農業・農村基本法が改正されたことを踏まえ、みどりの食料システムの確立に向け、学校給食における有機農産物等の使用促進や、有機農産物等の使用を通じた児童生徒の食育推進に係る先進事例を創出する。

② 学校給食に関する衛生管理の調査・指導等

19 百万円（17 百万円）

各都道府県教育委員会の学校給食の衛生管理に関する指導者に対して、指導者養成講習会を実施するとともに、当該指導者を学校給食施設に派遣して衛生管理の改善指導を実施する。

◆食の指導改善充実事業

① 食に関する健康課題対策支援事業

39 百万円（25 百万円）

児童生徒の食物アレルギーや、肥満・痩身等の食に関する健康上の諸課題が多様化する中、個々の課題へのきめ細かな対応が求められることから、栄養教諭による個別指導力を一層向上させるため、研修会を実施する。また、地方公共団体の域内の児童生徒への個別指導の実践事例を創出するとともに、各自治体において継続的かつ効果的に指導を行うための調査研究を実施する。

② 食の指導改善充実に向けた検討

20 百万円（6 百万円）

学校における食育のより一層の充実を図るため、食に関する実態調査を行うとともに、食に関する指導の評価の在り方について検討を行う。また、学校給食摂取基準改定に係る検討を実施する。

(3) 養護教諭・栄養教諭の業務の支援体制の充実
学校保健・食育推進体制支援事業

52 百万円（104 百万円）

複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等に対し、よりきめ細かな支援を実施するため、養護教諭・栄養教諭を支援する体制を強化することが課題となっていることを踏まえ、都道府県・指定都市が実施する、養護教諭・栄養教諭の資格を有する者を学校に派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を図る事業に対し、その経費の一部を補助する。

- ・実施主体：都道府県又は指定都市教育委員会
- ・対象校種：公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- ・補助率：1／3

現代的健康課題に対応するための健康教育の推進

令和7年度予算額（案） 7億円
（前年度予算額 7億円） 文部科学省
令和6年度補正予算額 0.5億円

複雑化・多様化する児童生徒等の現代的健康課題に対応するため、子供の心身の健康の保持増進を担う養護教諭・栄養教諭の業務支援体制の充実や、外部講師を活用した現代的な健康課題の理解増進、学校給食における有機農産物等の使用促進、栄養教諭による食に関する個別指導の充実等の取組などを通じて、学校における健康教育を一層推進する。

1. 学校保健の推進

「外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業」

48百万円（44 百万円）
● 地域におけるがん教育の取組の成果について、全国への普及を図る取組の実施

● がんや生活習慣病（歯周病等）、心の健康等に関する学習を通じて、自身の生活行動を改善する力を育み、また、がんや難病、てんかん、摂食障害、ギャンブル等依存症など、様々な病気を抱える人々への共感的な理解を深め、さらには、そうした人々と共に生きる社会づくりに向けて、献血への理解など社会に貢献する意欲や態度を養うため、地域の実情に応じた外部講師を活用した教育活動を支援
【委託先：1団体（民間団体等）】

「心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成・育成プログラム開発事業」

29百万円（新規）
● 心理面や福祉面に専門性を持った養護教諭の養成・育成を目指し、養護教諭養成課程を有する大学のカリキュラム構成等に関する実態調査、養護教諭の養成・研修プログラムの開発を実施
【委託先：1団体（民間団体等）】

「学校健康診断情報のPHRへの活用推進事業」

227百万円（261 百万円）
● 政府全体のPHR（Personal Health Record）推進の方針を踏まえ、学校健診情報について、も本人や保護者等に電子的に提供できる環境の整備及び活用の促進
【委託先：1団体（民間団体等）】

「現代的健康課題に関する指導の充実に向けた支援（健康教育振興事業）」

96百万円（76百万円）
● 近視・脊柱側弯症・ギャンブル等依存症・薬物乱用などの学校保健の現代的な課題や学校における健康診断などに関する参考資料・動画の作成、講習会・調査の実施等

「脊柱の検査等に関する理解増進事業」

【令和6年度補正予算額 50百万円】
● 検査機器を用いた脊柱の検査等にかかる体験会や周知資料の作成等を行い、教育現場への理解増進を図る
【委託先：1団体（民間団体等）】

3. 養護教諭・栄養教諭の業務の支援体制の充実

「学校保健・食育推進体制支援事業」

● 複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等に対し、よりきめ細かな支援を実施するため、地方公共団体が、養護教諭・栄養教諭の資格を有する者を学校に派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を図るために必要な経費を補助
対象校種：公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等 補助率：1/3



52百万円（104 百万円）

養護教諭・栄養教諭の資格を有する者を学校に派遣し、

（担当：初等中等教育局健康教育・食育課）

2. 学校給食・食育の充実

①学校給食の改善充実に向けた支援事業

「学校給食への有機農産物等使用促進による食の指導充実に関する調査研究」

59百万円（新規）

● 食料・農業・農村基本法の改正を受け、みどりの食料システムの確立に向け、学校給食における有機農産物等の使用促進や、有機農産物等の使用を通じて児童生徒の食育推進に係る先進事例を創出
【委託先：8団体（地方公共団体）】

「学校給食に関する衛生管理の調査・指導等」

19百万円（17百万円）

● 各都道府県教育委員会の学校給食の衛生管理に関する指導者に対して、食中毒や窒息事故など、給食における事故防止等を取り上げる指導者養成講習会を実施するとともに、当該指導者を学校給食施設に派遣して衛生管理の改善指導を実施

②食の指導改善充実事業

「食に関する健康課題対策支援事業」

39百万円（25百万円）

● 児童生徒の食物アレルギーや、肥満・痩身等の食に関する健康上の諸課題が多様化する中、個々の課題へのきめ細かな対応が求められることから、栄養教諭による個別指導力を一層向上させるため、研修会を実施する。また、地方公共団体の域内の児童生徒への個別指導の実践事例創出、継続的かつ効果的に指導を行うための調査研究を実施
【委託先：＜研修会実施＞1団体（民間団体等） ＜調査研究＞14団体（地方公共団体）】

「食の指導改善充実に向けた検討」

20百万円（6百万円）

● 学校における食育の一層の充実を図るため、食に関する実態調査を行うとともに、食に関する指導の評価の在り方について検討を行う。また、学校給食摂取基準改定に係る検討を実施
【委託先：1団体（民間団体等）】

※公立学校の給食施設整備については、公立学校施設の整備（令和6年度補正予算額 2,076億円、令和7年度予算額（案） 681億円）の内数で別途計上

7. 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校、いじめ対策等の推進

令和7年度予算額（案）	9,483 百万円
（前年度予算額	8,851 百万円）
〔令和6年度補正予算額	450 百万円〕
〔参考：復興特別会計	1,432 百万円〕

1. 要 旨

近年、不登校児童生徒数、いじめの重大事態の発生件数、児童生徒の自殺者数等が増加傾向であるとともに、不登校児童生徒のうち、約4割が学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていないなど、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題となっている。

そのため、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月閣議決定）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

2. 内 容

- ◆ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 9,367 百万円（8,766 百万円）
[149 百万円]

令和6年度補正予算における措置は※を付している。

（1）専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等

9,295 百万円（8,680 百万円）

① 不登校児童生徒に対する支援推進事業〔補助率1／3〕

学びの多様化学校の設置促進や教育支援センターの機能強化など、不登校児童生徒の多様な学びを支援。

〈学びの多様化学校関係〉

- ・学びの多様化学校の設置準備に加え、設置後の運営支援（33自治体）

〔国1/3、都道府県・政令指定都市・市区町村2/3〕

〈教育支援センター関係〉

- ・アウトリーチ支援体制の強化（130箇所）

〔国1/3、都道府県・政令指定都市・市区町村2/3〕

- ・不登校児童生徒支援協議会の設置（67都道府県・政令指定都市）

〔国1/3、都道府県・政令指定都市2/3〕

② 不登校の未然防止・早期対応に向けた保護者等への相談体制構築事業

〔補助率 1 / 3〕 ※

- ・保護者等への相談支援体制の構築（200 箇所）

〔国 1/3、都道府県・政令指定都市・市区町村 2/3〕

③ 不登校児童生徒等の学び継続事業（校内教育支援センター支援員の配置）

〔補助率 1 / 3〕 【新規】 【再掲】

校内教育支援センターを拠点として、日常的に、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、学習支援を行うとともに、SC・SSW等の専門家と連携しながら、相談支援を行う支援員を配置（2,000校）

〔国 1/3、都道府県 1/3、市区町村 1/3※〕

※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国 1/3、都道府県・指定都市 2/3

④ スクールカウンセラーの配置充実〔補助率 1 / 3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

- ・スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置（27,500校）（継続）
- ・課題を抱える学校への重点配置（10,000校→11,300校）【拡充】

⑤ スクールソーシャルワーカーの配置充実〔補助率 1 / 3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置（10,000中学校区）（継続）
- ・課題を抱える学校への重点配置（10,000校→11,000校）【拡充】

⑥ 電話やSNS等を活用した相談体制の整備に対する支援〔補助率 1 / 3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する通話料無料の電話相談（24時間子供SOSダイヤル）や、SNS等を活用した相談体制の整備を図る。

など

（2）いじめ対策・不登校支援等推進事業

34 百万円（47 百万円）

〔301 百万円〕

令和6年度補正予算における措置は※を付している。

① いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究

- ・自殺予防教育の推進

令和6年度に作成したモデル例や啓発資料等の普及促進（10自治体）

- ・心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの実証

令和6年度に作成した研修プログラムの普及促進に向けた実践実証

など

②スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究

③ いじめ対策マイスター制度のモデル構築推進 ※

個別のいじめ事案への直接的な対応、加害児童生徒への指導・支援や重大事態調査後の学校における組織体制整備について、警察 OB・OG、保護司、NPO 法人、大学教授、校長 OB・OG 等の多職種の専門家によるチーム支援を実施（都道府県教育委員会×5 地域、市区町村教育委員会×15 地域）

④ いじめ未然防止教育のモデル構築推進 ※

いじめ未然防止教育の指導案、指導教材及び指導過程を解説した動画教材や一般向けの啓発動画等を作成

（指導案・指導教材等：都道府県・市区町村教育委員会×4 地域、
動画教材：民間事業者等×1 機関）

⑤ 不登校・いじめ対策の効果的な活用の促進に向けた調査研究 ※

全ての子供たちが学びに繋がれるよう、①魅力ある学校づくりに向けた学校風土の把握及び②校内外の教育支援センターにおける効果的な取組事例、学校外における不登校児童生徒に対する成績評価の取組事例などを把握・分析するとともに、③不登校国際フォーラム（仮称）を開催し、各国の現状や対策・課題意識を共有の上、今後の方向性等について議論を行い、同フォーラムで得た成果を普及（民間事業者等×各1 機関）

◆ 夜間中学の設置促進・充実 116 百万円（86 百万円）

教育機会確保法（平成 28 年 12 月成立）及び教育振興基本計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）等を踏まえ、①夜間中学の新設準備・運営支援、②既設の夜間中学における教育活動の充実を図るとともに、③夜間中学で学ぶための日本語指導に係る調査研究を実施すること等により、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、さらに取組を加速する。

など

（参考：復興特別会計）

◇緊急スクールカウンセラー等活用事業 1,432 百万円（1,503 百万円）

被災した児童生徒等の心のケアや、教職員等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援。

誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進



令和7年度予算額（案） 94億円
（前年度予算額） 88億円）
令和6年度補正予算額 4億円

背景・課題

○ 近年、不登校児童生徒数、いじめの重大事態の発生件数が大きく増加するとともに、学校内外の専門機関等で相談・支援を受けていない小・中学生が約13万4千人に上るなど、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題。



目標

○ 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月閣議決定）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

文部科学省 <令和7年度予算額（案）の概要> ※主に教育委員会を通じた対応	
専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等 9,295百万円（8,680百万円）【補助事業】	いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究 34百万円（47百万円）【委託事業】
①不登校児童生徒の学びの場の確保の推進 ・ <u>学びの多様な学校の設置準備・設置後の運営支援</u> ・ <u>校内教育支援センター（SSR）支援員の配置（2,000校）【新規】</u> →SSRを拠点として、不登校傾向等にある児童生徒の学習支援や相談支援を行う ・ <u>教育支援センターのアウトリーチ支援体制強化（130箇所）、関係機関との協議会の設置</u> ②スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実 ・SCの配置（全公立小中学校 27,500校、週4時間） SSWの配置（全中学校区 10,000校、週3時間） ・ <u>重点配置校（いじめ・不登校対策）の充実</u> SC：10,000→ <u>11,300校</u> <+週4時間> SSW：10,000→ <u>11,000校</u> <+週3時間> ③SNS等を活用した教育相談体制の整備推進 【令和6年度補正予算額 149百万円】 ・不登校の未然防止・早期対応に向けた保護者等への相談支援体制構築事業 →保護者に対する相談支援の実施や、不登校支援等に係る情報提供など、相談支援体制の構築を支援（200自治体）	①いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究 ・自殺予防教育推進事業 →令和6年度に作成したモデル事例や啓発資料等の普及促進 ・心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの実証 ・経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方に関する調査研究 ②スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究 【令和6年度補正予算額 301百万円】 ・いじめ対策マイスター制度のモデル構築推進事業 →新たに警察OB・OG等の多職種の専門家をいじめ対策マイスターとして教育委員会に配置（5都道府県、15市区町村） ・いじめ未然防止教育のモデル構築推進事業 →いじめ未然防止教育の指導教材等及び動画教材の作成、一般向けの啓発動画の作成 ・不登校・いじめ対策の効果的な活用への促進に向けた調査研究
こども家庭庁 ※主に首長部局を通じた対応	
文部科学省・こども家庭庁が連携して対応 ※非予算の取組	

- ・学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証
- ・いじめ調査アドバイザーによる、いじめ重大事態調査を行う自治体等への助言
- ・学校に十分な力が持たないこどもを含め、地域での不登校のこどもへの切れ目ない支援
- ・こどもの多様な居場所づくり など

- ・いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議
- ・いじめ重大事態の情報共有
- ・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部



（担当：初等中等教育局児童生徒課）

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー による教育相談体制の充実



令和7年度予算額（案）86億円
（前年度予算額84億円）

文部科学省

- ◆ 不登校児童生徒数が、小・中学校で約35万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約13万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も1,306件と過去最多となる中、誰一人取り残されない学びの充実に一層推進する必要がある。
- ◆ 近年、児童虐待相談対応件数が増加傾向であること、「こども性暴力防止法」の趣旨等を踏まえ、性的虐待を含む学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実、同じく増加傾向であるヤングケアラー支援や貧困対策についても喫緊の課題。
- ◆ 児童生徒の抱える課題の早期発見・支援のため、関係機関と連携して、学校が情報を共有し、教育相談にチームとして取り組むための体制整備を支援。



スクールカウンセラー等活用事業

令和7年度予算額（案）6,212百万円(前年度予算額 6,085百万円)
事業開始年度：H7～（委託）、H13～（補助）

補助制度	- 負担割合：国1/3、都道府県・政令指定都市2/3 - 実施主体：都道府県・政令指定都市 - 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等 - 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則） - 公認心理師、臨床心理士等
求められる能力・資格	
基盤となる配置	全公立小中学校に対する配置：27,500校 <週4時間>
重点配置	- 重点配置校 11,300校 (< 10,000校) < + 週4時間> > <u>いじめ・不登校対策</u>： 7,000校 (< 5,700校) > 虐待対策： 2,000校 > 貧困対策： 2,300校
上記以外の質の向上、拠点の機能強化等	- スーパーバイザー： 67人 <週4時間> - 教育支援センター： 250箇所 <週4時間> - オンラインによる広域的な支援： 67箇所 <週40時間> - 自殺予防教育の実施を含む
S C 配置以外の支援	- SNS等を活用した相談のための相談員の配置 「24時間子供SOS電話ダイヤル」の相談員の配置 - 専門性向上のための研修・連絡協議会の開催に係る経費の支援



スクールソーシャルワーカー活用事業

令和7年度予算額（案）2,428百万円(前年度予算額 2,355百万円)
事業開始年度：H20～（委託）、H21～（補助）

- 負担割合：国1/3、都道府県・政令指定都市・中核市2/3 - 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市 - 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等 - 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則） - 社会福祉士、精神保健福祉士等	全中学校区に対する配置：10,000校区 <週3時間>
重点配置	- 重点配置校 11,000校 (< 10,000校) < + 週3時間> > <u>いじめ・不登校対策</u>： 5,000校 (< 4,000校) > 虐待対策： 2,500校 > 貧困対策： 2,500校 > ヤングケアラー支援： 1,000校 - スーパーバイザー： 67人 <週3時間> - 教育支援センター： 250箇所 <週3時間> - オンラインによる広域的な支援： 67箇所 <週40時間>

- ＜重点配置について＞

学びの多様な学校や夜間中学への配置を含む。
重点配置のメニューは重複活用可
- ＜配置の工夫について＞

自治体の配置の工夫により、週8時間以上の配置も可能（特に、いじめ・不登校等困難な課題を抱える学校や学びの多様な学校を想定）

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

校内教育支援センター支援員の配置事業

現状・課題

- ・不登校児童生徒数は、小・中学校で約35万人にのぼり、過去最多の状況
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2024」にて、「学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化」を明記
- ・「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」にて、「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進」を明記
- ・在籍する学校には行けるが、自分の学級に入りづらい児童生徒が、学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援することが必要

事業内容

公立小・中学校において、**校内教育支援センターを拠点として、日常的に、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、学習支援を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携をしながら、相談支援を行う支援員を配置し、校内教育支援センターの設置を促進**

実施主体	学校設置者（主に市区町村）
負担割合	国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県、指定都市2/3
対象校数	2,000校

※本事業の対象経費のうちには、新たに校内教育支援センターを設置するために必要な経費も含む

対象経費	報酬、期末手当・勤勉手当、交通費・旅費、補助金、委託費等
資格要件	自治体の定めによるが、基本的には特別な資格等はない

本事業による効果

- 不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習することや、相談支援を受けることが可能に
- ▷ **不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援**

- 愛媛県の中学校における校内教育支援センターでの成果
- ・ **約53%**の生徒の不登校の状況が改善（教室復帰、学校に登校）（R5年度）

	1年生	2年生	3年生	特別支援学級	合計
好転	25人	32人	41人	5人	103人
現状維持	10人	21人	40人	2人	73人
悪化	4人	6人	8人	1人	19人
合計	39人	59人	89人	8人	195人

- ・ 新規不登校生徒数の割合が**大幅に下回る**（R5年度）

県全体（中学校）：41.5% → 校内教育支援センター設置校：**16.0%**

令和7年度予算額（案）

4億円
（新規）



文部科学省

校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のこと



公立小中学校の校内教育支援センター
設置状況（R6.7現在）

設置校数：12,712校

※小学校：6,643校、中学校：6,069校

設置率：46.1%



校内教育支援センターを拠点として、日常的に、学習支援や相談支援を行う支援員を配置



不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることが可能に

（担当：初等中等教育局 児童生徒課）

教育支援センターの機能強化

現状・課題

- ・不登校児童生徒数は、小・中学校で約35万人にのぼり、過去最多の状況
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2024」にて、「学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化」を明記
- ・「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」にて、「教育支援センターの機能強化」を明記
- ・在籍する学校に入りづらい児童生徒に対して、学校外での学びの場を確保するとともに、地域の支援拠点として、不登校児童生徒等に対する支援を充実する必要

事業内容

教育支援センターの機能強化を推進するため、家から出ることができず、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒に対するとともに、教育支援センターを含めた関係機関が、域内の不登校児童生徒支援の在り方について協議を行うための支援を行う

※別途、令和6年度補正予算において、保護者等への相談支援体制構築事業を計上（149百万円）

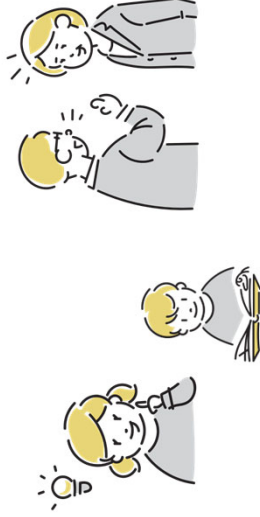
① アウトリーチ支援体制の強化 72百万円（26百万円）

家から出ることができず、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒に対し、学びや必要な支援につなげるための家庭訪問を行うなど、教育支援センターがアウトリーチ支援を実施するために必要な支援員の配置に必要な経費を補助 ※事業実施主体を市区町村まで拡大

【活用方法（例）】

- 家から出ることができず、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒に対し、家庭訪問などのアウトリーチ支援を実施するとともに、当該児童生徒を学びや必要な支援へ緩やかに接続させるため、アウトリーチ支援終了後においても関係機関とのケース会議等への参加等を行うための人材として、教育支援センターにアウトリーチ支援員を配置
- 教育支援センターにおいて、ICTを活用したアウトリーチ支援を実施するための支援員を配置

実施主体	都道府県、政令市、市区町村
補助割合	国1/3、 都道府県、政令市、市区町村2/3
対象経費	報酬、期末手当及び勤勉手当、 謝金、交通費・旅費、委託費等
対象数	130箇所



令和7年度予算額（案） 0.8 億円
(前年度予算額 0.3 億円) 文部科学省

令和6年度補正予算額 1 億円

教育支援センター



各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所。

市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料。

② 不登校児童生徒支援協議会の設置 4百万円（4百万円）

域内の教育委員会・教育支援センター職員や、福祉機関を含む関係機関、フリースクールや保護者の会などの民間団体等が、定期的に協議する場を設け、相互に協力・補完し合いながら域内における不登校児童生徒の支援の在り方等について協議を行うために必要な経費の補助

実施主体	都道府県、政令市
補助割合	国1/3、 都道府県、政令市2/3
対象経費	謝金、旅費、借料及び 損料、通信運搬費、 消耗品費等
対象数	67箇所



(担当：初等中等教育局 児童生徒課)

学びの多様化学校の設置促進

令和7年度予算額（案）

1.4 億円

（前年度予算額）

1.3 億円



文部科学省

背景・課題

- 不登校児童生徒数は、小・中・高で約42万人にのぼり、過去最多の状況。
- 平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」が成立し、多様な背景を持つ不登校児童生徒の個々に応じた教育の機会の確保に資するため、特別の教育課程に基づく教育を行う学校（学びの多様化学校）の整備等が求められている。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月閣議決定）においても「学びの多様化学校の設置促進・機能強化」を明記。
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）及び「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月閣議決定）に基づき、令和9年度までに全ての都道府県・政令指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう分教室型も含めて全国300校の設置を目指す。

事業内容

学びの多様化学校の設置を検討する自治体に対して、設置前の準備支援を行うほか、令和6年度以降に学びの多様化学校を設置する自治体に対して、設置後の運営支援を行う

支援イメージ

<設置前>

X-2年 X-1年

設置準備委員会

教育課程検討会

研究協議会・視察

住民ニーズ調査・説明会

広報活動

ブレイルーム等設置経費

各年度、1自治体
500万円を上限に補助

<設置後>

R6年度設置 R7年度設置 R8年度設置

運営アドバイザー

教職員研修

広報活動

教育課程検討会

1自治体
400万円を
上限に補助

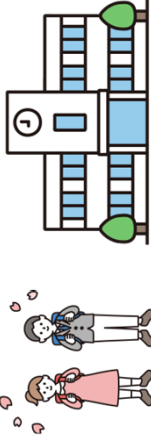
1自治体
300万円を
上限に補助

※令和6年度以降に設置する教育委員会を対象

R8の支援は
今後検討

学びの多様化学校

学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数が少ないなど、柔軟に学ぶことができる学校（小・中・高等学校）



【設置前の準備支援】

設置検討や準備に係る協議会等の設置、

ブレイルーム設置に係る備品等、地域住民等への広報やニーズ調査等の経費を措置。

【設置後の運営支援】

設置当初における運営上の課題に対する助言を行う運営アドバイザー、

教職員研修、広報活動等の経費を措置。

実施主体

都道府県、政令指定都市、市区町村

補助割合

国：1/3、都道府県等：2/3

【関連施策】

- ▶ 公立小中学校施設の整備、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶ 不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教職員配置（義務教育費国庫負担金）（学びの多様化学校に対する教職員の優先的な加配措置）
- ▶ 補習等のための指導員等派遣事業
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置（私立）私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助）
- ▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実（学校保健・食育推進体制支援事業）、養護教諭の更なる資質能力の向上（心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成・育成プログラム開発事業）
- ▶ 夜間中学の設置促進・充実

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

夜間中学の設置促進・充実

背景

全国には未就学者が少なくとも約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者が約80.4万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加（令和4年度は約29.9万人）。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。

⇒義務教育を実質的に受ける機会がなかった方にとって、夜間中学がますます重要な役割を果たす。

（参考：夜間中学の設置状況）令和2年度に1校、令和3年度に2校、令和4年度に4校、令和5年度に4校、令和6年度に11校が新設され、令和6年10月時点で、19都道府県・13指定都市に53校が設置されている。そのうち4校は、学びの多様化学校を併設。

夜間中学のさらなる設置促進

① 夜間中学新設準備・運営支援（補助事業等）

◆ 新設準備・運営支援

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。

◆ 広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。（文部科学省直接執行予算）

95百万円
(72百万円)

補助割合

新設準備2年間：1／3 ※上限400万円
開設後3年間：1／3 ※上限250万円

補助対象経費

諸謝金（報償費を含む。）、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費、保険料、委託費

③ 夜間中学における日本語指導ガイドライン作成のための調査研究（委託事業）

夜間中学に通う生徒のうち、外国籍の方が約3分の2を占めていることに加え、日本国籍ではあるものの外国にルーツがある方など、夜間中学で学ぶに当たり、そもそも日本語指導が必要な方が多くなっている。夜間中学の教員は、教員養成課程等も含め日本語指導の手法等を得ていない、または、昼間の中学校において指導経験もないことがほとんどであり、夜間中学で学ぶに当たり日本語指導が必要な生徒に対する指導等について、課題を抱えている自治体が多くなっていること

等を踏まえ、新たに調査研究を実施。

【関連施策】

- ▶ 学びの多様化学校の設置促進及び教育活動の充実
- ▶ 公立学校施設の整備
- ▶ 学びや生活に関する課題への対応のための教職員の加配措置

- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- ▶ 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実
- ▶ 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実

（担当：初等中等教育局初等中等教育企画課）

目的・目標

教育機会確保法等（※1）に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

（※1）平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。「教育振興基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2024」等で全都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととしている。

- ・ 都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・ 教育機会確保法第15条に基づき協議会の設置・活用
- ・ 多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

夜間中学の教育活動の充実

② 夜間中学における教育活動充実（委託事業）

13百万円
(13百万円)

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備等の在り方を検証。

- ✓ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ✓ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ✓ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ✓ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ✓ 教育機会確保法第15条に基づき協議会の設置・活用
- ✓ 不登校学齢生徒向け支援のモデル創出 など

委託先

・夜間中学を有する都道府県、政令指定都市、市町村

委託対象経費

人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費

8百万円（新規）

委託先

・大学、民間企業等

- ▶ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- ▶ 外国人の子供の就学促進事業

（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

8. 特別支援教育の充実

令和7年度予算額（案）	5,082 百万円
（前年度予算額）	4,570 百万円）

1. 要 旨

障害のある子供たちを誰一人取り残さず、連続性のある多様な学びの場において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図る。

2. 内 容

（1）医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆医療的ケア看護職員の配置（拡充）（4,550人分⇒4,900人分）
4,562 百万円（4,037 百万円）

学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、自治体等による医療的ケア看護職員の配置（校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む）を支援する。

- ・実施主体：都道府県、市区町村、学校法人
- ・負担割合：国 1/3、都道府県・市区町村・学校法人 2/3

私立幼稚園への医療的ケア看護職員配置に係る経費を都道府県等が負担する場合、保育所と同様にその一部を補助する。

- ・実施主体：都道府県等
- ・負担割合：国 1/2、都道府県等 1/2

◆学校における医療的ケア実施体制整備事業

31 百万円（32 百万円）

①災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究（新規）

各自治体におけるガイドラインの策定を促進するため、災害時対応を含む盛り込むべき事項など、参考となるひな形等を提示するための調査研究を実施する。

- ・委託先：民間団体等
- ・箇所数：1 箇所

②医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究

各自治体において保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施する。

- ・委託先：教育委員会
- ・箇所数：5 箇所

（2）発達障害のある児童生徒等への支援

◆発達障害のある児童生徒等に対する支援事業（拡充）

89 百万円（50 百万円）

①発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業（新規）

- ・「5歳児健康診査」の結果を有効に活用するなどして、発達障害のある幼児児童等に対する就学前からの早期発見・早期支援、円滑な就学や就学後の適切な支援、不登校の未然防止等、切れ目のない支援体制を構築する。
- ・就学前の診断が困難とされている学習障害児に対する ICT を活用した効果的な支援について実践研究を実施する。（※）
- ・委託先：教育委員会、民間団体等
- ・箇所数：7 箇所（幼稚園段階）、5 箇所（小学校段階）、1 箇所（民間団体等）

②効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業

巡回指導を実施する自治体において、児童生徒にとって効果的かつ効率的な通級による指導の実施に向けたモデル構築を行い、全国的な普及を図る。

・委託先：教育委員会 ・箇所数：6箇所

③管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築事業

各都道府県等に設置されている教育センター等と連携して特別支援教育に関する教員育成指標を作成し、管理職も含めた全ての教員が発達障害を含む特別支援教育を取り組んでいくための体制構築等に関する研究を行う。

・委託先：教育委員会 ・箇所数：4箇所

(3) インクルーシブ教育システムの更なる推進

◆インクルーシブな学校運営モデル事業

77 百万円 (79 百万円)

①インクルーシブな学校運営モデルの構築

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築する。

・委託先：教育委員会・大学等 ・箇所数：12箇所（新規2箇所）

②モデルの成果普及（新規）

本事業を通して構築されたインクルーシブな学校運営モデルについて、シンポジウムの開催等を通じて、全国的な普及を図る。

・委託先：民間団体 ・箇所数：1箇所

(4) ICT を活用した指導の充実

◆ICT を活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

70 百万円 (100 百万円)

①ICT 端末における著作教科書活用促進事業

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）と連動したデジタル教材（動画資料等）を作成し、障害の特性に応じた ICT 端末の効果的な活用の在り方について研究を実施する。

・委託先：教育委員会、大学、民間団体 ・箇所数：4箇所

②学習障害のある児童生徒等に対する ICT を活用した効果的な支援に関する実践研究（「発達障害のある児童生徒等に対する支援事業」の内数）（※再掲）

(5) 特別支援教育の指導等の充実

◆聴覚障害教育の充実事業

40 百万円（新規）

①児童生徒等向けコンテンツ開発

手話理解を含む聴覚障害教育の更なる充実に向けて、児童生徒等向けの学習コンテンツや指導の手引き等を作成する。

・委託先：民間団体等 ・箇所数：2箇所

②保健・医療・福祉等の関係機関と連携した教育相談等の充実

聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関の連携の在り方について調査研究を実施し、そのモデルを構築する。

・委託先：教育委員会 ・箇所数：2箇所

◆外部専門家の配置等（拡充）

156 百万円（150 百万円）

①外部専門家の配置（拡充）

専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援する。

- ・実施主体：都道府県、市区町村、学校法人
- ・負担割合：国 1/3、都道府県・市区町村・学校法人 2/3

②切れ目ない支援体制整備

災害時の非常用電源等の整備を含め、特別支援教育体制の整備を行う自治体等のスタートアップに係る経費を支援する。

- ・実施主体：都道府県、市区町村、学校法人
- ・負担割合：国 1/3、都道府県・市区町村・学校法人 2/3

上記取組のほか、教科書等の作成や学習指導要領の周知・徹底、及び特別支援教育の理解啓発促進事業等に係る経費を計上。

《関連施策》

- ・通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施（令和8年度までの10年計画）
- ・特別支援学校に関する施設整備、バリアフリー対策への国庫補助〔補助率1／2（原則）〕

特別支援教育の充実

障害のある子供たちを誰一人取り残さず、連続性のある多様な学びの場において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図る

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆ 医療的ケア看護職員の配置 4,562百万円(4,037百万円) **(拡充)**
4,550人分 ⇒ 4,900人分 (+350人)

- ・ 医療的ケア看護職員の配置(校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む)を支援
- ・ 私立幼稚園への医療的ケア看護職員配置に係る経費を都道府県等が負担する場合、保育所と同様にその一部を補助。

発達障害のある児童生徒等への支援

◆ 発達障害のある児童生徒等に対する支援事業 89百万円 (50百万円) **(拡充)**

① 発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業 46百万円 **(新規)**

- ・ 「5歳児健康診査」の健診結果を有効に活用するなどして、発達障害のある幼児児童等に対する就学前からの早期発見・早期支援、円滑な就学や就学後の適切な支援、不登校の未然防止等、切れ目のない支援体制を構築
- ・ 就学前の診断が困難とされている学習障害児に対するICTを活用した効果的な支援について実践研究を実施

② 効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築 ③ 管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築

インクルーシブ教育システムの更なる推進

◆ インクルーシブな学校運営モデル事業 77百万円 (79百万円)

- ・ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、特別支援学校と小中高等学校のいづれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、シンポジウムの開催等を通じて、その成果普及を実施

ICTを活用した指導の充実

◆ ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業 70百万円 (100百万円)

- ・ 文部科学省著作教科書(特別支援学校用)と連動したデジタル教材(動画資料等)を作成し、障害の特性に応じたICT端末の効果的な活用の在り方について研究を実施

◆ 【再掲】学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究 18百万円 **(新規)** ※「発達障害のある児童生徒等に対する支援事業」の内数

特別支援教育の指導体制等の充実

◆ 聴覚障害教育の充実事業 40百万円 **(新規)**

- ① 手話理解を含む聴覚障害教育の充実に向けて、児童生徒等向けの学習コンテンツや指導の手引き等を作成
- ② 各自治体における保健・医療・福祉等の関係機関と連携した聴覚障害のある児童生徒等や保護者への教育相談等を充実

◆ 外部専門家の配置等 156百万円(150百万円) **(拡充)**

- ・ 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援
- ・ 災害時の非常用電源等の整備を含め、特別支援教育体制の整備を行う自治体等のスタートアップに係る経費を支援

◆ 特別支援学校のセンター的機能強化にかかると教職員定数の改善 **(拡充)**

特別支援教育就学奨励費、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金等を別途計上
(担当：初等中等教育局特別支援教育課)

9. 道徳教育の充実

令和7年度予算額（案）	4,298百万円
（前年度予算額）	4,270百万円

1. 要 旨

小学校・中学校では、「特別の教科 道徳」を要として、「考え、議論する道徳」へと質的な転換を図っているが、令和4年度小学校学習指導要領実施状況調査結果（速報版）では、教師の指導に関する認識と児童の受け止めにに関する認識に差があり、より一層「考え議論する道徳」の質的充実等の視点からの授業改善を図っていくことが必要である。

また、同調査結果では「特別の教科 道徳」と特別活動でのいじめ未然防止に係る取組の充実に向けた児童の受け止めに相関が見られており、令和5年度全国学力・学習状況調査の追加分析（令和6年5月公表）からは「特別の教科 道徳」や特別活動等の取組と児童生徒の Well-being に相関が見られている。児童生徒のいじめや自殺等への対応が喫緊の課題である中、小・中学校、高等学校を通じて、学校教育全体を通じた道徳教育を推進していくことが一層重要である。

2. 内 容

○よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進等

（1）道徳教育アーカイブの充実

道徳の「特別の教科」化の趣旨を踏まえ、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる授業動画をはじめ様々な情報を発信する「道徳教育アーカイブ」の充実を図ることで、教師の授業改善を支援する。

（2）学校や地域等が抱える課題に応じた取組の支援

- ・道徳科の授業改善に向けた指導や評価方法の研究・成果普及、道徳教育推進教師を中心とした体制構築の取組
- ・外部講師の派遣や地域教材の活用、家庭や地域との連携等、地域の特色を生かした道徳教育の実践
- ・学校教育全体を通じた道徳教育の充実に向けた取組（生命の大切さの自覚やいじめ未然防止に資する取組等）
- ・「特別の教科」化以降の各地域での実践的知見の見える化・共有化等の取組を支援する。

（3）「総合的な探究の時間」の質向上を通じた道徳教育の充実

道徳教育を通じた、未来を拓く主体性のある日本人の育成に向けて、高校「総合的な探究の時間」における、現代的な諸課題に対する探究活動を発展・充実させるための実践研究を実施する。

(4) 道徳科の教科書の無償給与

小学校及び中学校の道徳科の教科書を無償給与する。

【連携重点施策】

- ・ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業
- ・ 健全育成のための体験活動推進事業
- ・ 情報モラル教育推進事業
- ・ 道徳教育推進研修（独立行政法人教職員支援機構において実施）
- ・ 教員研修高度化推進支援事業

道徳教育の充実

令和7年度予算額（案）

43億円

（前年度予算額）

43億円



文部科学省

背景・課題

- 従前の「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」（道徳科）として位置付けた学習指導要領が、平成30年度から小学校、令和元年度から中学校で全面实施。答えが一つではない道徳的な課題を自分自身の問題として捉え向き合う「**考え、議論する道徳**」へと質的な転換を図っている。
- 令和4年度小学校学習指導要領実施状況調査結果（速報版）（令和6年7月公表）では、「特別の教科 道徳」の目標の実現に向けた取組について、**教師の指導に関する認識と児童の受け止めに関する認識に差があり、より一層「考え、議論する道徳」の質的充実等の観点からの授業改善を図っていくことが必要。**
- また、「特別の教科 道徳」と特別活動でのいじめ未然防止に係る取組の充実に向けた児童の受け止めには相関が見られており、また、令和5年度全国学力・学習状況調査の追加分析（令和6年5月公表）からは、「特別の教科 道徳」や特別活動等の取組と児童生徒のWell-beingには相関が見られている。児童生徒のいじめや自殺等への対応が喫緊の課題である中、**小・中学校、高等学校を通じて、学校教育全体を通じて道徳教育を推進していくことが一層重要。**

1. よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進 2.7億円（2.7億円）

①道徳教育アーカイブの充実

道徳の「特別の教科」化の趣旨を踏まえ、「**考え、議論する道徳**」の授業づくりの参考となる**授業動画**をはじめ様々な情報を発信する「**道徳教育アーカイブ**」の**充実を図ることで、教師の授業改善を支援**する。

また、(独)教職員支援機構(NITS)や各教育委員会等との相互の連携により活用促進、認知度向上を図る。



②学校や地域等が抱える課題に応じた取組の支援

- ・ 道徳科の授業改善に向けた指導や評価方法の研究・成果普及、道徳教育推進教師を中心とした体制構築の取組
- ・ **外部講師の派遣や地域教材の活用、家庭や地域との連携等、地域の特色を生かした道徳教育の実践**
- ・ **学校教育全体を通じて道徳教育の充実に向けた取組（生命の大切さの自覚やいじめの未然防止に資する取組等）**
- ・ 「特別の教科」化以降の各地域での実践的知見の見える化・共有化 等

③「総合的な探究の時間」の質向上を通じた道徳教育の充実

道徳教育を通じた、未来を拓く主体性のある日本人の育成に向けて、高校「総合的な探究の時間」における、**自己の在り方生き方と一体不可分な課題に対する探究活動を発展・充実させるため、実践研究を実施**する。

- 日本社会が抱える現代的な諸課題をテーマとした実証モデルを創出。
 - ✓ 学校と外部専門家、民間企業等との連携充実のため、連絡調整に係る支援を実施
 - ✓ 生徒のフィードバック、インタビュー、実地体験等の直接的な体験活動について支援

委託先

- ・民間団体（①）
 - ・自治体、学校設置者（②※、③）
- ※②は小中高いずれも取り組むことを条件

2. 道徳科の教科書の無償給与（小・中学校分）

小学校及び中学校の道徳科の教科書の無償給与を実施。

箇所数
単価

- ・1箇所 19百万円（①）
- ・60箇所 4百万円／箇所（②）
- ・5箇所 6百万円／箇所（③）

40億円（40億円）

連携重点施策

- ◆いじめ対策・不登校支援等総合推進事業
- ◆健全育成のための体験活動推進事業
- ◆情報モラル教育推進事業
- ◆道徳教育推進研修
- ◆教員研修高度化推進支援事業



全国の優れた実践事例・参考資料を集めた教師のためのWebサイト



道徳教育アーカイブ
～「特別の教科 道徳」の全面実施～

<https://doutoku.next.go.jp>

道徳教育アーカイブ



道徳教育アーカイブ

文部科学省では、「特別の教科 道徳」の趣旨の実現を

図るため、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる

映像資料等を提供し、学校の取組を全力で支援します。



● 授業映像



実際の授業の映像と授業者へのインタビューを通して、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる工夫のポイントを紹介。研修等においても活用しやすいように1事例20分程度の動画として編集している。「自分ならではの工夫をする」「この発問は効果的である」といったことを話し合ったり、検討したりするなど、様々な方法で活用いただくことを想定。

● 工夫事例(指導案)

各都道府県等で行われている道徳の授業の実践例(指導案)のうち、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となると考えられる事例を紹介。

● 授業で使える郷土教材



教科書とあわせて、授業で活用できる郷土の伝統や文化、偉人などに関するものなど、各都道府県等が作成した地域の特色ある教材を紹介。

● いじめ防止を扱う実践事例

道徳の授業における実践例に加え、特別活動(生徒会活動)で取り組む事例を含め、各都道府県で実際に行われている、いじめの防止に関わる具体的な問題場面を取り扱った事例を紹介。

● 教育委員会作成指導資料



各都道府県等の教育委員会が、教師向けに独自で作成した道徳教育のポイント等をまとめた指導資料や実践資料集等を掲載。

● 道徳教育を知るための資料

道徳教育を知るための基礎資料として、道徳の「特別の教科」化の経緯に関する資料、学習指導要領解説や研修用資料、道徳教育実施状況調査の結果及び結果のポイントについての教科調査官による解説動画などを掲載。

● 文部科学省作成資料



「私たちの道徳」や「心のノート」等、これまで文部科学省において作成してきた教材をまとめて掲載。

10. 子供の体験活動の推進

令和7年度予算額（案）	108百万円
（前年度予算額）	108百万円

1. 要 旨

子供たちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験など様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を促す。

2. 内 容

（1）健全育成のための体験活動推進事業 99百万円（99百万円）

（学校を核とした地域力強化プランの一部）

【総合教育政策局に計上】〔補助率1／3〕

宿泊体験事業

- ・小学校、中学校、高等学校等における取組(322校→371校)
- ・学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組(67地域)
- ・教育支援センター等における体験活動の取組(67地域)

（2）小・中・高等学校等における起業体験推進事業【後掲】

9百万円（9百万円）

小・中・高等学校等において、児童生徒のチャレンジ精神や、情報収集・分析力、コミュニケーション力等、これからの時代に求められる起業家精神及び起業家的資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。

令和7年度は、民間企業等を委託先に追加し、企業目線に立った本物志向の起業体験活動を実施。

（都道府県・市区町村×3地域、民間企業等×1機関）

《関連施策》

○補習等のための指導員等派遣事業

- ・公立学校における体験活動の実施をサポートする人材の配置について支援〔補助率1／3〕

事業目的

- 学校とより広いコミュニティが相互に連携・協働する活動としての体験活動の機会の充実することで、自己肯定感や協調性など、児童生徒のウェルビーイングの向上を図る。
- 子供たちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験などの様々な体験活動を引き続き着実に支援。

事業概要

学校等における宿泊体験活動の取組に対する着実な支援

(1) 宿泊体験事業

①小学校、中学校、高等学校等における取組

- ・学校教育活動における2泊3日以上宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助

②学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組

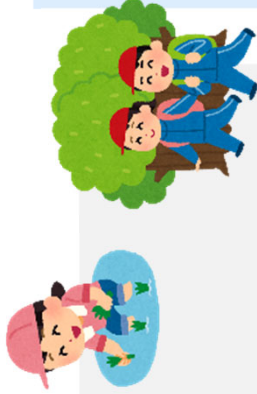
- ・教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助
- ・農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助

③教育支援センター等における体験活動の取組

- ・教育委員会が主催する教育支援センター等における取組に対する事業費の補助

(2) 体験活動推進協議会（各都道府県・市区町村）

- ・各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助



経済財政運営と改革の基本方針2024

(R6.6.21閣議決定)
『豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動（略）等を推進するとともに…』

教育振興基本計画

(R5.6.16閣議決定)

『〇体験活動・交流活動の充実

- ・新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組む（略）。

- ・異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動（自然体験活動、農山漁村体験活動、国際交流活動、地域間交流活動等）の充実に取り組む。』

まち・ひと・しごと創生基本方針2021

(R3.6.18閣議決定)

『子供の生きる力を育むとともに、将来の地方へのUIIターンの基礎を形成するため、農山漁村体験に参加する学校等（送り側）や体験の実施地域である農山漁村（受入側）を支援する』

対象校種	実施主体
小・中・高等学校等	都道府県・市区町村
補助対象経費	補助割合
交通費、講師やコーディネーターの報酬・謝金など	国 1 / 3

1 1. キャリア教育・職業教育の充実

令和7年度予算額（案）	236 百万円
（前年度予算額）	269 百万円

1. 要 旨

小学校からの起業体験や中学校の職場体験活動、高校におけるインターンシップ等のキャリア教育を推進するとともに、専門高校においては、最先端の職業人材育成のさらなる推進を図る。

2. 内 容

（1）将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業 18 百万円（18 百万円）

① キャリア教育の普及・啓発

キャリア教育推進連携シンポジウムの開催等

② 小・中・高等学校等における起業体験推進事業

小・中・高等学校等において、児童生徒のチャレンジ精神や、情報収集・分析力、コミュニケーション力等、これからの時代に求められる起業家精神及び起業家的資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。

令和7年度は、民間企業等を委託先に追加し、企業目線に立った本物志向の起業体験活動を実施。

（都道府県・市区町村×3 地域、民間企業等×1 機関）

③ 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

（学校を核とした地域力強化プランの一部）

【総合教育政策局に計上】〔補助率 1／3〕

「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県・市区町村に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元就職し地域を担う人材を育成する。

（キャリアプランニングスーパーバイザーの配置：15 人）

（2）マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）【再掲】

218 百万円（251 百万円）

デジタルトランスフォーメーション（DX）、六次産業化等、産業構造・仕事内容は急速かつ絶えず革新しており、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、こうした革新の流れは一層急激になっていくことが予見される。我が国の産業の発展のためには、成長産業化を図る産業界と専門高校が一体となり、地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材育成の取組を全国的に推進することが必要である。このため、産業界等と一体となった教育課程開発等の先進的取組の推進や、先進的取組を行う都道府県等・専門高校が中核となって牽引する、産業界等と連携した人材育成の広域ネットワークの構築、産業界等との連携に課題のある地域の連携体制強化の取組等を実施する。

将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育む キャリア教育推進事業



令和7年度予算額（案）
（前年度予算額

18百万円
18百万円）

文部科学省

背景・課題

○児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる
資質・能力を育成するため、体験的なキャリア教育の推進が重要。
○そのため、キャリア教育の意義の普及・啓発や、教育関係者と地域・
社会、産業界等が連携・協働した取組の推進等、キャリア教育を
充実していく。

事業内容

1. キャリア教育の普及・啓発

1百万円（ 1百万円）

◆キャリア教育推進連携シンポジウムの開催、連携表彰等の実施

キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資するため、学校・地域・社会及び産業界等の関係者が一堂に会したシンポジウムを、文科省・経産省・厚労省の共催で開催し、最新の情報の提供や事例の紹介を行うとともに、キャリア教育の充実・発展に向け優れた取組を実施している団体等を表彰する。

2. キャリア教育推進体制の構築

17百万円（ 17百万円）

◆小・中・高等学校等における起業体験推進事業

9百万円（ 9百万円）

小・中・高等学校等において、児童生徒のチャレンジ精神、創造性・探究心等の「起業家精神」や、情報収集・分析力、判断力、リーダーシップ、コミュニケーション力等、これからの時代に求められる「起業家的資質・能力」の育成を目指す「起業体験活動を行うモデル」を構築し、全国への普及を図る。

令和7年度は、民間企業等を委託先に追加し、企業目線に立った本物志向の起業体験活動を実施。

対象	委託先	委託 対象経費	専門家等の報酬、旅費、 印刷費等
I 小学校、中学校、高等学校等 II 民間企業等	I 都道府県・市区町村：3地域 II 民間企業等：1機関		

◆地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

8百万円（ 8百万円）

【学校を核とした地域力強化プランの一部】

「キャリアプランニングスーパバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元で就職し地域を担う人材を育成する。

対象 校種	実施 主体	補助 割合	補助率（国：1/3 県市：2/3）	補助 対象経費	諸謝金、旅費等
小学校、中学校、高等学校等	都道府県 市区町村				

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

小・中・高等学校等における起業体験推進事業

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

9百万円
9百万円



背景・課題

○ チャレンジ精神、創造性・探究心等の「起業家精神」や、情報収集・分析力、判断力、リーダーシップ、コミュニケーション等の「**起業家的資質・能力**」は、起業家や経営者だけでなく、**社会で活躍するために求められるものであり、キャリア教育の観点から重要。**

○ そのための体験的な学習として、**起業体験活動を実施する地域を指定するとともに、民間企業等も活用したモデルを構築することにより、全国への普及を図る。**

事業内容

①教育委員会・学校が実施主体のモデル事業【継続】

＜取組のイメージ＞

- ・小学校から高等学校等までの系統的な取組
- ・各学校と教育委員会、地域社会等が連携した起業体験活動
- ・1人1台端末の活用等、児童生徒の発意・発想を生かした主体的な活動



対象 校種	小学校、中学校 高等学校等
委託先	都道府県・市区町村 ×3地域
委託 対象経費	講師謝金、旅費 印刷費等

②民間企業等が実施主体のモデル事業【新規】

＜取組のイメージ＞

- ・学校と連携し、企業目線に立った本物志向の活動の実施
- ・各企業が保有するノウハウや販路・コンテンツ等の活用により、本格的な起業体験活動が期待
- ・幅広い人材、職種との関わりによる学びの深化



対象	民間企業等
委託先	1 機関
委託 対象経費	事務局職員・専門家等 の報酬、旅費等

（開始年度：平成28年度）

プログラムの流れ（例）

1	市場調査
2	調査結果の分析
3	商品開発・評価会 (プレゼンテーション)
4	会社設立
5	資金調達 (出資金を募る)
6	宣伝活動 & 製作活動
7	販売活動
8	収支決算 & 御礼

発達段階を考慮した系統性（例）

小学校

- ・教科等の学びを生かす
- ・地域の住民や産業との連携

中学校

- ・創造性・探求心やリーダーシップ等、起業家精神や起業家的資質・能力の育成
- ・地域課題解決や地域活性化を意識した商品開発やシステムの構築など新しい価値の創造

高等学校

- ・起業家精神や起業家的資質・能力の育成
- ・起業の意義や会社設立の手続き等を体験的に学ぶ
- ・行政や地域の経済団体等と連携・協働

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

12. 学校をプラットフォームとした総合的なこどもの貧困の解消に向けた対策の推進等

令和7年度予算額（案）	2,982 百万円
（前年度予算額）	2,918 百万円
〔参考：復興特別会計〕	509 百万円

1. 要 旨

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月閣議決定）や「こども大綱」（令和5年12月閣議決定）を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子供の貧困対策を推進するとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、本年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、目的や基本理念の充実等が盛り込まれたことを踏まえ、教育の機会均等を保障するため、教育費負担のさらなる軽減を実施する。

2. 内 容

（1）教育相談の充実

○スクールソーシャルワーカーの配置充実【再掲】

2,428 百万円（2,355 百万円）

〔補助率 1／3〕〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置（10,000 中学校区）
- ・貧困対策を含む、課題を抱える学校への重点配置の拡充（10,000 校→11,000 校）

（2）要保護児童生徒援助費補助

532 百万円（539 百万円）

〔補助率 1／2〕〔補助事業者：都道府県・市町村〕

要保護児童生徒の保護者に対して市町村が行う学用品費、オンライン学習通信費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助への国庫補助を実施。「オンライン学習通信費」等の予算単価の引き上げにより、国庫補助の拡充を図るとともに、第1学年の学用品費について、新入学児童生徒学用品費等と併せて入学前支給ができるように制度を改正するなど就学援助の着実な取組を支援する。

※上記に関連して、地方公共団体の標準準拠システム移行支援事業（就学）に係る経費を計上。

22 百万円（24 百万円）

〔委託費〕〔委託事業者：民間企業等〕

地方公共団体の就学事務（就学援助・学齢簿編製）について、各自治体が令和7年度までに標準準拠システムへ円滑な移行が行えるよう、技術的な相談等への対応を行う。

※このほか、被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害対応分）を実施。

49 百万円（49 百万円）

〔補助率 2 / 3〕〔補助事業者：都道府県〕

令和 6 年能登半島地震など大規模災害で被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免を実施する。

《関連施策》

- ・教職員定数の改善（貧困等に起因する学力課題の解消等）
- ・高等学校等就学支援金交付金等
- ・高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）
- ・特別支援教育就学奨励費負担等

（参考：復興特別会計）

◇被災児童生徒就学支援等事業

509 百万円（695 百万円）

〔補助事業者：都道府県〕

東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免を実施する。

要保護児童生徒援助費補助金

令和7年度予算額（案）

5億円

（前年度予算額

5億円）



文部科学省

現状・課題

学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、また、就学援助法等において、国は市町村に対して必要な援助を行うこととされている。経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資する。

事業内容

事業実施期間 昭和34年度～

【要保護者への就学援助】（令和4年度 約8万人）

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（就学援助法）「学校保健安全法」（就学援助法）等に基づいて必要な援助を実施。

- ◆補助対象費目：学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、医療費、学校給食費

- ◆令和7年度予算額（案）

○単価の引き上げ

- ・「オンライン学習通信費」の単価引き上げ（家庭における1人1台端末の活用の進展）

小学校：14,000円 → 15,000円（+1,000円）

中学校：14,000円 → 15,000円（+1,000円）

- ・「卒業アルバム代等」の単価引き上げ（高校入学前の負担軽減）

中学校：8,800円 → 10,000円（+1,200円）

○運用の変更

- ・第1学年の「学用品費」※1を「新入学児童生徒学用品費等」※2と併せて入学前支給可能に

※1 小学校：11,630円、中学校：22,730円

※2 小学校：57,060円、中学校：63,000円

【参考：準要保護者への就学援助】（令和4年度 約117万人）

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体の改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

対象校種

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程のみ）

実施主体 市町村等

補助割合 国 1/2、市町村等 1/2

対象者

生活保護法に規定する「要保護者」

補助対象経費

市町村等が行う学用品費、修学旅行費、学校給食費等の補助事業

担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム



地方公共団体標準準拠システム移行支援事業（就学）

令和7年度予算額（案） 0.2億円
（前年度予算額） 0.2億円
文部科学省

現状・課題

・地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和5年9月8日閣議決定）で、令和5年4月から令和8年3月までを「移行支援期間」と位置付け、地方公共団体の基幹業務システムを、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととし、国はそのために必要な支援を行う。

事業内容

事業実施期間 令和3年度～

各自治体が令和7年度までに標準準拠システムへ円滑な移行が行えるよう、国は標準化法第9条等に基づき、自治体からの技術的な相談等に対し、遺漏なく対応する必要がある。また、令和7年度は、自治体が行う標準仕様書への適合確認の支援や他制度の制度改正や共通事項の標準仕様書等の改定があった場合、制度所管府省として、必要に応じて標準仕様書の改定を行う必要がある。

このため、専門的な技術的知見を有する民間企業等への委託事業として、地方公共団体標準準拠システム移行支援事業（就学）を実施する。

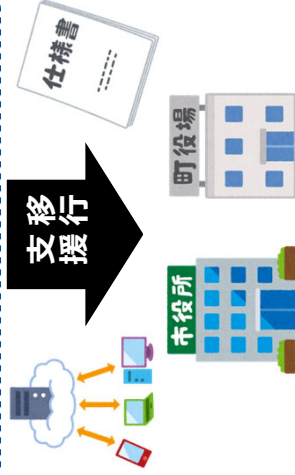
自治体の標準準拠システム移行支援

- 標準準拠システム導入（移行）にかかる技術的な助言
- ベンダーが開発したシステムと標準仕様書との適合確認
- 標準仕様書等に関する問合せ対応
- 先行導入した自治体の情報提供
- 自治体からの技術的な相談等を踏まえた調査研究 など

標準仕様書の随時改定

- 他制度の制度改正や共通事項の標準仕様書等の改定があった場合に係る標準仕様書の改定対応

文部科学省 委託 民間企業等



関係する閣議決定など

■「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）

地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む。

■「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）

地方公共団体情報システムの統一・標準化の取組についても、基幹業務システムを利用する全ての地方公共団体が、原則2025年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、環境を整備する。その際、2025年度に向けて、制度改正等が移行作業に与える影響を地方公共団体や事業者を通じて丁寧に把握し、移行困難システムを含む基幹業務システムの標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行に向けて積極的に支援する。

■「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和5年9月8日閣議決定）

令和5年（2023年）4月から令和8年（2026年）3月までを「移行支援期間」と位置付け、国はその他に必要な支援を積極的に行う。

制度所管府省は、所管する事務が効果的かつ効率的に実施されるようにする観点から、標準化法第6条第1項に基づき定める基準（以下「機能標準化基準」という。）の策定及び変更を行う。

■地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

第九条 国は、地方公共団体情報システムが標準化基準に適合しているかどうかの確認を地方公共団体が円滑に実施できるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、地方公共団体における地方公共団体情報システムの標準化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

就学事務の概要

学齢簿編製

学齢簿は、学校教育法第16条、第17条に基づき、学齢児童生徒（満6歳～15歳）の就学義務の履行状況を把握し、義務教育の完全実施を確保するための基本的な帳簿である。市町村教育委員会は住民基本台帳に基づき、その作成・管理や就学校の指定などの事務（就学事務）を行っている。

就学援助

学校教育法第19条に基づき、各市町村が、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費や通学費、修学旅行費、学校給食費などの援助を行う制度。

担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム

被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和7年度予算額（案） 0.5億円
（前年度予算額） 0.5億円



現状・課題

大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが喫緊の課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

大規模災害により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（2/3）を国庫で支援する。
本事業は平成28年熊本地震を発端として同年度から実施している。

事業実施期間 平成28年度～

就学援助事業【小・中学校】

(対象者) 被災により就学困難となった児童生徒
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等

※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む

私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

(対象者) 被災により就学等が困難となった児童生徒
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

奨学金事業【高等学校】

(対象者) 被災により就学困難となった生徒
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

(対象者) 被災により就学困難となった幼児児童生徒
(被災により支弁区分が変更となった者も含む)
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

(対象者) 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程；修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校；原則修業年限2年以上
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

令和7年度予算額（案） 5億円 【東日本大震災復興特別会計】
（前年度予算額） 7億円

現状・課題

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが喫緊の課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和6年3月19日閣議決定）

- （1）**地震・津波被災地域**・・・就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子どもたちの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。
- （2）**原子力災害被災地域**・・・就学支援について、支援の必要な子どもたちの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

事業実施期間 平成23年度～

<地震・津波被災地域、原子力災害被災地域>

就学援助事業【小・中学校】

（対象者） 震災により就学困難となった児童生徒
（対象事業） 市町村等において行う就学援助事業

（対象費目）

学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等

※ 通学費には、スクールの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



<原子力災害被災地域のみ>

奨学金事業【高等学校】

（対象者） 原子力災害により就学困難となった生徒
（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業
（返還免除） 原則として、死亡・障害により返還が困難なとき

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

（対象者） 原子力災害により就学困難となった幼児児童生徒
（原子力災害により支弁区分が変更となった者も含む）
（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

（対象者） 原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

（対象者） 原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム

1 3. 高校生等への修学支援

令和7年度予算額（案）	425,120 百万円
（前年度予算額）	426,485 百万円

1. 要 旨

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費に充てるために高校生等奨学給付金を支給すること等により、家庭の教育費負担の軽減を図る。

2. 内 容

（1）高等学校等就学支援金交付金等 407,423 百万円（408,963 百万円）

① 高等学校等就学支援金交付金 404,778 百万円（406,320 百万円）

- 高校生等の授業料に充てるため、年収約 910 万円未満の世帯の生徒等を対象に、年額 118,800 円を支給（設置者が代理受領）。
- 私立高校等に通う年収約 590 万円未満の世帯の生徒等については、支給上限額を年額 396,000 円まで加算。

（対象学校種）

国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

② 高等学校等就学支援金事務費交付金 2,641 百万円（ 2,638 百万円）

- 高等学校等就学支援金に関する事務の円滑な実施に資することを目的として、都道府県に交付。

③ 公立高等学校授業料不徴収交付金（旧制度） 4 百万円（ 5 百万円）

（２）高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

14,732 百万円（ 14,742 百万円）

- 生活保護世帯、非課税世帯（家計急変により非課税相当となった世帯も含む）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。

※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費など

- 都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費を一部補助する。（国庫補助率 1／3）

（対象学校種）

高等学校等就学支援金の対象学校種（特別支援学校を除く）

【給付額】

非課税世帯について、全日制等（第 1 子）の給付額を増額することとし、結果として、私立においては全日制等（第 1 子）と全日制等（第 2 子以降）の給付額を同額とすることにより、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。

世帯区分		給付額（年額）	
		国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制		32,300円	52,600円
非課税世帯	全日制等（第 1 子）	122,100円 ↓（+9,400円） 131,500円	142,600円 ↓（+9,400円） 152,000円
	全日制等（第 2 子以降※）	143,700円	152,000円
	通信制	50,500円	52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

（３）高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等奨学給付金を除く。）

909 百万円（ 709 百万円）

- ① 高校等で学び直す者に対する修学支援
- ② 海外の日本人高校生への修学支援
- ③ 高校等専攻科の生徒への修学支援

- 高等学校等の専攻科等に通う生徒に対して、授業料及び授業料以外の教育費について、支援を行う。

【給付額】

高校等専攻科の授業料に対する支援については、多子世帯に対して所得制限なく支援を行う。また、授業料以外の教育費への支援については、給付対象を年収約 380 万円未満世帯まで拡充し、多子世帯についてはさらに年収約 600 万円未満世帯まで拡充する。

区 分	～270万円 (住民税非課税世帯)		270～380万円		多子世帯 (所得制限なし)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
授業料	118,800	427,200	59,400	213,600	118,800	427,200
授業料以外	50,500	52,100	10,100	10,420	※10,100	※10,420

※年収目安380～600万円未満世帯のみ対象

(4) へき地児童生徒援助費等補助金

2,054 百万円(2,071 百万円)

- へき地等の小・中・高校生の通学条件を緩和するため、地方公共団体が実施する通学費・居住費等の修学支援について補助を行う。

高等学校等就学支援金等

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

4,074億円
4,090億円

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金

4,048 億円

公立高等学校授業料不徴収交付金

0.1 億円

高等学校等就学支援金事務費交付金

26 億円

文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

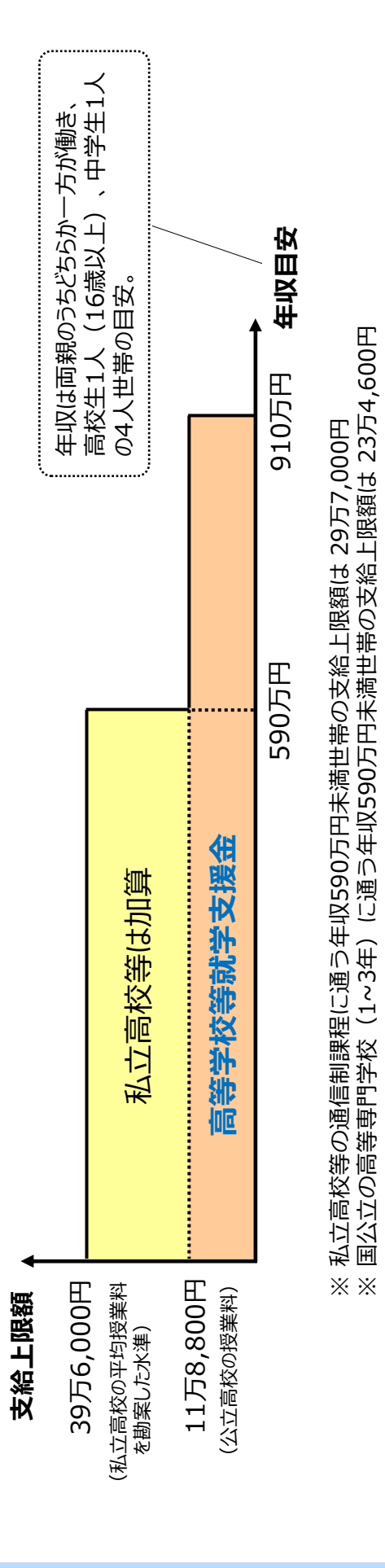


目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成22年度～）

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）
- ◆ 令和5年度から高等学校等就学支援金制度において、家計が急変した世帯への支援を実施



対象 校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

実施 主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

支援 割合

国 10/10

（担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム）

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和7年度予算額（案） 147億円
(前年度予算額 147億円)



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

◆ 生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。

※ 家計急変世帯については、急変後の所得の見込により判定

※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費など

◆ 令和7年度予算案：非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額

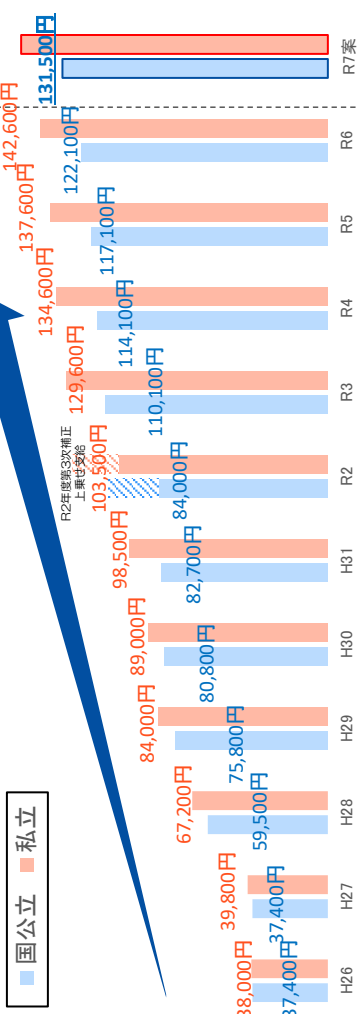
→私立の全日制等の第1子と第2子以降の給付額同額を実現

【令和7年度予算案 給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯	全日制等（第1子）	122,100円 →131,500円 (+9,400円)
	全日制等（第2子以降※）	143,700円
	通信制	50,500円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

【「第1子」の給付額の推移】



対象
校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）
高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）等

実施
主体

都道府県

補助対象
経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に
要する経費

補助
割合

国 1/3
都道府県 2/3

（担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム）

へき地児童生徒援助費等補助金

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

21億円
21億円）



1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2. 補助内容

(1) スクールバス等購入費

6億円（6億円）

へき地学校、学校統廃合及び過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費

10億円（11億円）

① 学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助
（補助期間：5年間）

② 激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中高等学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助（補助期間：5年間）

(3) 離島高校生修学支援事業

2億円（2億円）

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

(4) その他

2億円（2億円）

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費（3～5級地）、学校間移動費、保健管理費

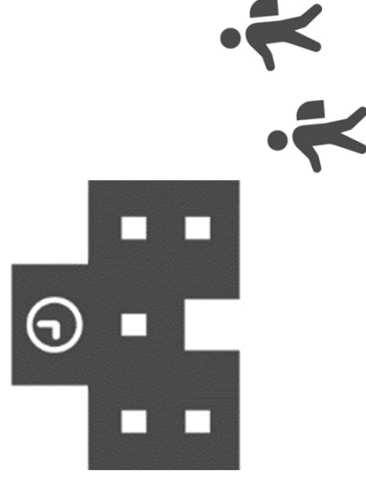
3. 実施主体

都道府県、市町村

4. 補助率

1／2

（高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2／3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1／3）



1 4. 義務教育教科書の無償給与

令和 7 年度予算額（案）	47,201 百万円
（前年度予算額	47,098 百万円）

1. 要 旨

憲法第 26 条に掲げる義務教育無償の精神を広く実現するため、国公立の義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書等を国が教科書発行者から直接購入し、児童・生徒に無償給与する。

2. 内 容

（1）義務教育教科書購入費

47,201 百万円（47,098 百万円）

「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和 37 年法律第 60 号）」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）」の規定に基づき、国公立の義務教育諸学校の児童生徒が使用する全教科書を全額国庫負担で無償給与するために必要な経費等。

令和 7 年度教科書定価については、教科書の高い公共性を鑑み、公共料金として適正な価格を維持するため、前年の定価をベースに物価指数や人件費増等の変動要素を適切に反映して+2.6%（※中学校英語の検定済教科書については+1.6%）とし、総額で約 472 億円を計上。

◆予算額等の推移

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度 （案）
予 算 額	460 億円	463 億円	460 億円	464 億円	471 億円	472 億円
定 価 改 定 率	(小)+3.2% (中)±0.0%	(小)±0.0% (中)+3.3%	±0.0%	+1.4%	+3.0%	+2.6%

◆令和 7 年度児童生徒 1 人当たりの平均教科書費

- ・小学校用教科書 4,376 円（教科書一冊あたり 455 円）
- ・中学校用教科書 6,048 円（教科書一冊あたり 608 円）

◆参考：物価指数等

- ・令和 6 年 1 月～6 月までの消費者物価指数の平均：107.0
（対令和 2 年比、生鮮食品を除く総合）
- ・令和 6 年春季生活闘争 中小企業「賃上げ分」：3.16%

義務教育教科書購入費

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

472(億円)

471(億円)



文部科学省

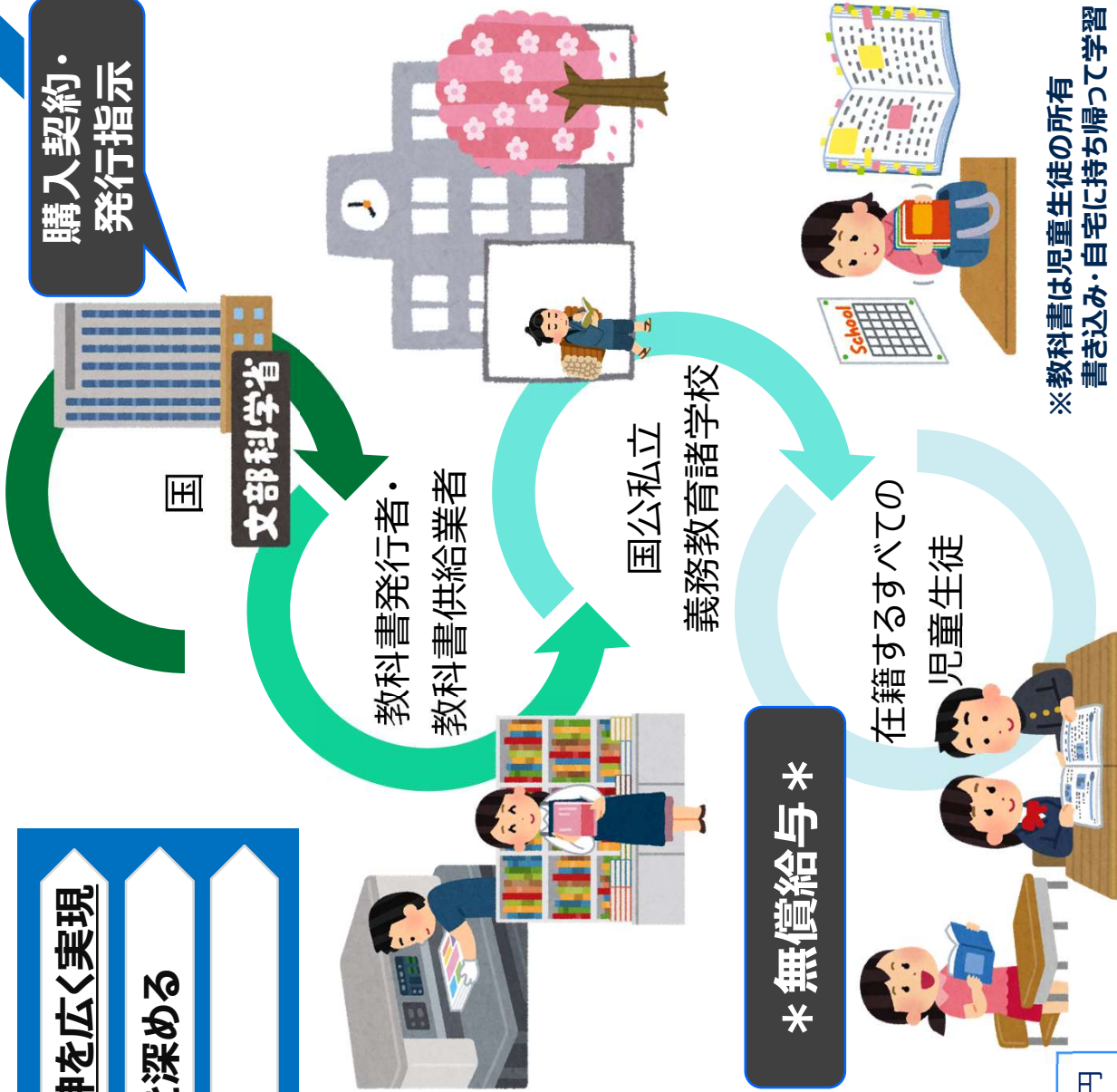
昭和38年度から

国・公・私立義務教育諸学校に通う全ての児童生徒に教科書を無償給与

憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現

次代を担う子供たちの国民的自覚を深める

教育費の保護者負担軽減



適正な教科書価格を維持

【予算額推移】

	予算額 (億円)	定価改定率 (%)
R7（案）	472	+2.6
R6	471	+3.0
R5	464	+1.4
R4	460	0
R3	463	(小)0 (中)+3.3
R2	460	(小)+3.2 (中)0

【参考：R7 児童生徒1人あたり平均教科書費】

小学校用	中学校用	
4,376 円	6,048 円	

※教科書は児童生徒の所有
書き込み・自宅に持ち帰って学習

〔初等中等教育局 教科書課〕

15. 地方教育行政の推進

令和7年度予算額（案）	297 百万円
（前年度予算額）	313 百万円）
[令和6年度補正予算額]	236 百万円]

1. 要 旨

教育行政は、学校教育法や地教行法等に基づき、国と地方公共団体の適切な役割分担と相互の連携・協力により行われることが重要であり、そのための地方公共団体に対する指導、助言、援助等に係る経費を計上するとともに、国が政策誘導してしっかり取組を進める必要のある行政による相談体制構築の推進、地方教育行政の連携促進、公立学校教員のメンタルヘルス対策、夜間中学の設置・促進等への対応について、必要な予算を計上する。

2. 内 容

○ 地方教育行政推進事業

◆ 行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業【再掲】

74 百万円(96 百万円)
[156 百万円]

保護者や地域住民からの過剰な苦情や不当な要求等、学校だけでは解決が難しい事案について、経験豊かな学校管理職 OB 等を学校問題解決支援コーディネーターとして活用することも含め、様々な専門家と連携した行政による支援体制の構築を推進する。

◆ 地方教育行政における連携促進事業

10 百万円(10 百万円)

教育を取り巻く社会環境が多様化・複雑化するとともに、少子高齢化や過疎化が進展し、教育委員会だけでは対応しきれない分野横断的な行政課題が多く存在する中、総合教育会議を通じた首長部局との連携や、自治体間の広域連携を支援し、各地域における先進的な取組をより一層促していくことで、地方教育行政を推進する。

◆ 公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業

48 百万円(65 百万円)
[30 百万円]

教職員の精神疾患による病気休職者数が令和5年度に7,119人と過去最多となった現状を踏まえ、各教育委員会において、専門家等と協力しながら、病気休職の原因分析や教職員のメンタルヘルス対策等に関するモデル事業を実施するとともに、民間企業等への委託を通じて、各取組の分析や助言、横展開等を行う。

◆ 夜間中学の設置促進・充実【再掲】

116 百万円(86 百万円)

教育機会確保法（平成 28 年 12 月成立）及び教育振興基本計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）等を踏まえ、①夜間中学の新設準備・運営支援、②既設の夜間中学における教育活動の充実を図るとともに、③夜間中学で学ぶための日本語指導に係る調査研究を実施すること等により、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、さらに取組を加速する。

※ 上記のほか、地方公共団体に対する指導助言や連絡協議会等の開催に要する経費を計上

地方教育行政における連携促進事業

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

0.1億円
0.1億円

文部科学省

背景・課題

- ◆ 教育を取り巻く社会環境が多様化・複雑化し、教育委員会だけでは対応しきれない分野横断的な行政課題が多く存在している。今後、自治体内における首長との間での一層の連携を通じて、社会福祉等の他の関係部局と一体となって取組を進めていくことが重要である。
- ◆ また、少子高齢化や過疎化が進展する中、職員数が10人以下の教育委員会が全体の約3割、指導主事の配置が行われていない教育委員会は約2割という厳しい実態がある。小規模自治体においては、自治体が有する物的・人的資源のみでは教育課題の解決に向けた対応に限界があり、自治体同士の連携を柔軟かつ積極的に進めていくことが重要である。
- ◆ このことを踏まえ、総合教育会議を通じた首長部局との連携や、自治体間の広域連携を支援し、各地域における先進的な取組をより一層促していくことで、地方教育行政を推進していく。

事業内容

① 総合教育会議を通じた首長部局との連携の促進

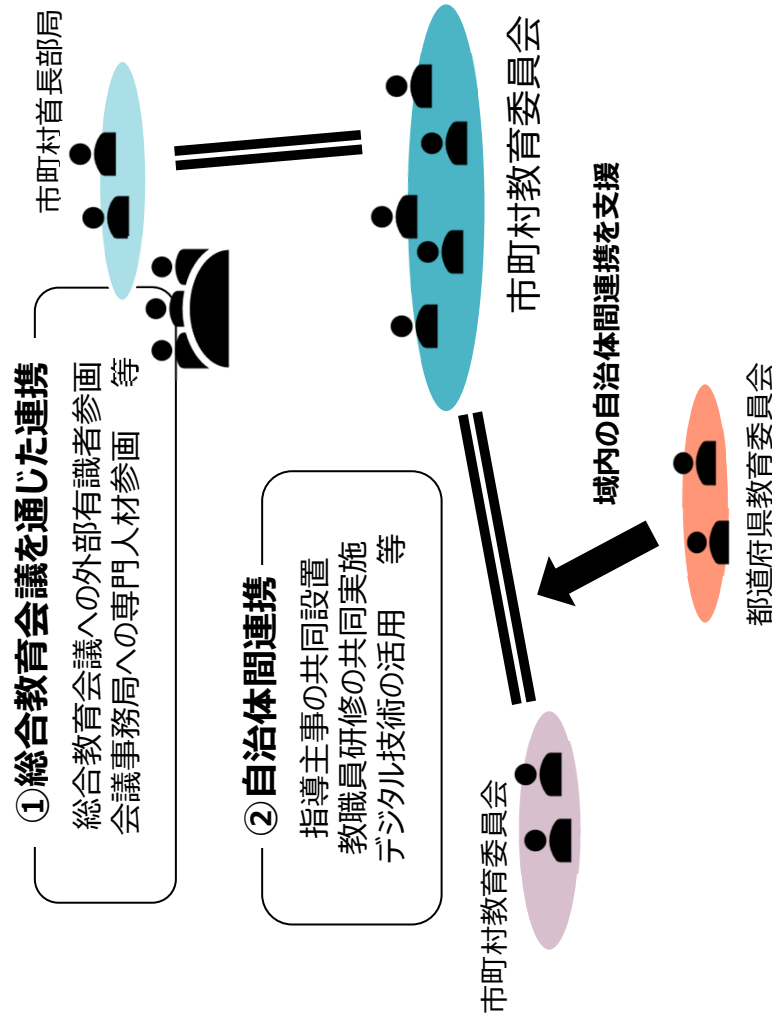
（実施主体：都道府県、市町村）

総合教育会議をより効果的に開催し、教育委員会と首長部局が一体となった専門的な課題への対応に繋げていく観点から、総合教育会議（※）への外部人材の参画、事務局における専門人材の活用等の取組を支援
（※）地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的とする会議

② 自治体間の連携の促進

（実施主体：都道府県、市町村）

指導主事の共同設置や教職員研修・学校事務の共同実施に向けた調査・検討、デジタル技術の活用といった自治体間の連携の促進等に向けた取組を支援
域内の市町村間の連携を促す都道府県の取組を支援



公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業



令和7年度予算額（案） 0.5億円
（前年度予算額） 0.7億円
令和6年度補正予算額 0.3億円
教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移（平成26年度～令和5年度）

背景・課題

- 令和5年度の精神疾患による病気休職者数は、7,119人（過去最多）
→休職期間中の給与保障や代替教員等の配置による財政的負担も伴う
- 昨今、全国的に教師不足の状況（令和3年度始業日時点で、公立小・中学校等で2,558人が不足）
→臨時的任用教員等の確保も難しい中、病気休職者の増加は学校現場や児童生徒に
対する教育への影響や、教職の魅力低下につながる恐れがある

事業内容

- 各教育委員会において、専門家等と協力しながら、病気休職の原因分析や、メンタルヘルス対策及び労働安全衛生体制の活用等に関するモデル事業を実施し、教員のメンタルヘルス対策に関する事例の創出や効果的な取組の研究を行う。

○実施期間：令和7年度

1. 教育委員会における病気休職の原因分析・モデル事業の実施

- 件数・単価：4団体（都道府県・市町村教育委員会）×約1,000万円
- 内容：令和6年度までの取組成果を踏まえ、より実効的な取組の充実・深化を図り、全国展開可能な形で成果をとりまとめる。

（具体的な取組）

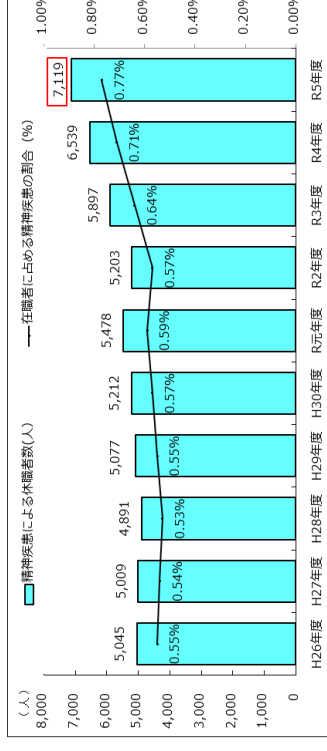
- ✓ **関係者会議**（自治体担当者、医療・心理の専門家、学校管理職等で構成）におけるメンタルヘルス対策に関する情報共有と事業計画の立案・実施、効果検証等の中心的な役割
- ✓ **域内の学校におけるメンタルヘルス対策のモデル事業の実施及び効果検証**
 - ・休職原因分析の傾向を踏まえた、困難な業務への対応力向上を目指した専門家による研修
 - ・セルフケア（セルフストレスチェック等）の促進、管理職によるラインケアの充実
 - ・SNS（オンライン相談等）等を活用した相談体制充実
 - ・医療専門家（精神科医・保健師・公認心理師等）による各学校への助言、相談体制充実等

2. モデル事業の伴走支援、横展開の取組

- 件数・単価：（民間企業等） 約1,000万円

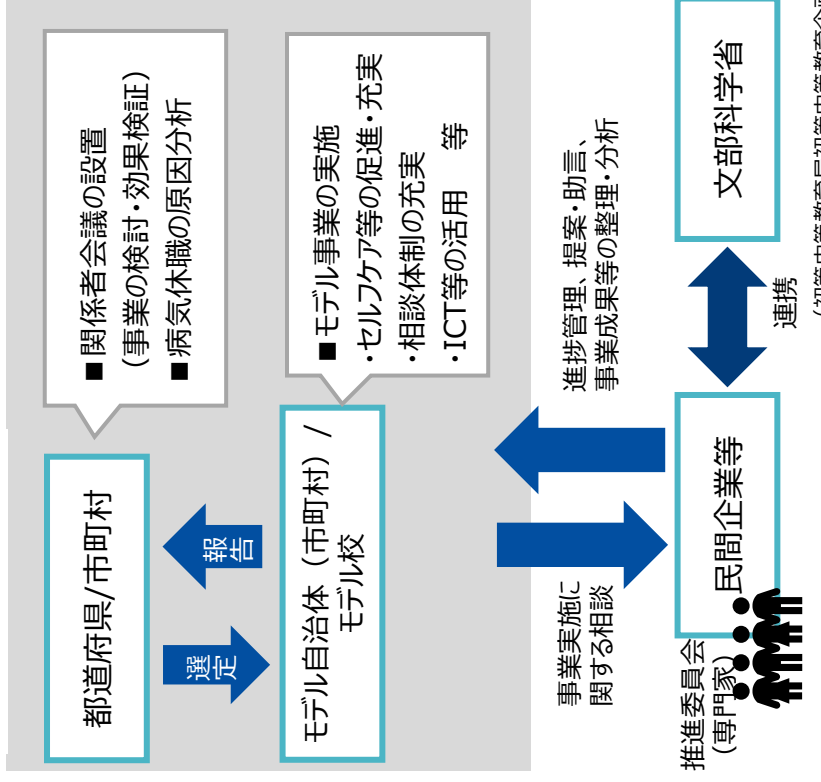
（具体的な取組）

- ✓ **採択自治体の伴走支援**、推進委員会と連携した委託自治体への提案・助言
- ✓ 事業成果等を体系的に整理・分析、「メンタルヘルス対策手引書」の作成、横展開の実施等



（出典）公立学校教職員の人事行政状況調査

【事業のイメージ図】



令和7年度東日本大震災復興特別会計予算（案）

【初等中等教育局関係分】

児童生徒等の心のケアや教育支援等 25億円（26億円）

○緊急スクールカウンセラー等活用事業 14億円（15億円）

- ・被災児童生徒等の心のケアや教職員等への助言・援助等を行うためのスクールカウンセラーを配置（273人）等

○被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 11億円（11億円）

- ・被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための定数措置（452人）

就 学 支 援 5億円（ 7億円）

○被災児童生徒就学支援等事業 5億円（ 7億円）

- ・震災により、経済的理由から就学等が困難となった世帯の児童生徒等に、就学支援等を実施

復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生 2億円（ 2億円）

○福島県教育復興推進事業 1億円（ 1億円）

- ・避難地域12市町村の小中学校や双葉郡中高一貫校における魅力ある学校づくりを支援

○福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成 1億円（ 1億円）
に関する事業

- ・構想の中心となる浜通り地域等の初等中等教育機関において特色ある教育プログラムを実施し、専門人材等の育成のための取組を支援